

守谷市公共施設等総合管理計画（案）

目 次

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景と目的	3
2 位置付け	3
3 計画期間	4
4 対象施設	4

第2章 本市の概要と現状

1 位置	7
2 人口の推移及び人口構成別の推移	7
3 総人口と年代別人口についての今後の見通し	9
4 財政状況	10
5 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察	15

第3章 公共施設等の現状と課題

1 建物施設の状況	16
1-1 建物施設の類型別保有状況	16
1-2 建物施設の老朽化の状況及び築年別整備状況	18
1-3 建物施設の耐震化状況	19
1-4 建物施設の利用状況等	20
2 インフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道、公園）の状況	
2-1 道路（市道）の保有量及び整備状況	24
2-2 橋りょうの整備状況	25
2-3 上水道の整備状況	26
2-4 下水道の整備状況	28
2-5 公園の整備状況	30

第4章 公共施設等の中長期的な更新費用と充当可能な財源の見込み

1 将来の更新費用の試算方法	31
1-1 建物施設の算定条件	31
1-2 インフラ資産の既存更新費用の算定条件	32
2 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みとこれらの経費に充当可能な財源の見込み	33
2-1 建物施設の将来の更新費用	34
2-2 インフラの将来の更新費用	35

2-3	建物施設とインフラを合わせた将来の更新費用	40
3	更新費用を平準化するためのシミュレーション	41
3-1	建物施設のシミュレーション	41
3-2	インフラのシミュレーション	42
3-3	建物施設とインフラを合わせたシミュレーション	47
4	公共施設等の将来の更新費用推計の比較	48

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1	現状や課題に関する基本認識	50
1-1	建物施設, 道路, 橋りょう, 公園 (普通会計)	50
1-2	上水道施設及び下水道施設 (公営企業会計)	51
2	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	51
3	基本方針	52
4	基本方針の具体的な取組	52
○	基本方針1 公共施設等の計画的な維持更新と費用の平準化の推進	52
○	基本方針2 安全・安心に利用できるよう「適切な管理・運営」の推進	52
○	基本方針3 長寿命化の推進	53
○	基本方針4 公共施設等の適正な規模と健全な財政運営の推進	54

第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と今後の方向性

1	建物施設の基本的な方針と今後の方向性	55
2	インフラ (道路, 橋りょう, 上水道, 下水道, 公園) の基本的な方針と今後の方向性	58

第7章 推進体制とフォローアップの実施方針

1	全庁的な推進体制の構築及び情報管理・共有方策	60
2	フォローアップの実施方針	60

第8章 その他の事項に関する方針

1	一部事務組合に関する検討	61
2	固定資産台帳及び地方公会計との関係の検討	61
○	参考資料	
1	用語の説明 (※1～※20)	62
2	守谷市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱	64
3	建築年度ごとの施設数・棟数	66
4	建物施設位置図	71
5	建物施設の写真	72

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景と目的

本市は、昭和30年の町村合併により、人口約12,000人の守谷町として誕生しました。その後、昭和50年代に住宅団地の造成などで上下水道、都市計画道路、公園などのインフラをはじめ、学校、図書館、公民館、市営住宅など多くの公共施設等※1を整備してきました。昭和57年4月に北守谷地区※2とみずき野地区の入居が開始され、平成14年には市制が施行されました。平成17年には待望のつくばエクスプレスが開業し、計画的で良好な街づくりにより人口が増加し、平成27年5月1日現在は65,000人（住民基本台帳）を超える市民が住むようになりました。

しかしながら、これまで整備してきた公共施設等の老朽化が顕在化してきており、これまでも上下水道施設、道路、公園の遊具などの修繕工事や学校等の建築物の修繕工事を実施してきました。近い将来は多くの公共施設等が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると見込まれています。

一方、財政面を見てみると、長期的には人口減少等による市税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費※3等の義務的経費※4の増大などによる財政状況の悪化が見込まれます。これらのことから、固定費である公共施設等の維持更新費を平準化し、いかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題であると言えます。

このような状況の中、国は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示され、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総務第74号総務大臣通知）により「公共施設等総合管理計画」策定の要請がありました。

このため、本計画は本市における施設の適正な規模と在り方を検討し、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等のマネジメント※5を徹底することにより、公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な維持管理・配置を実現することを目的として計画するものです。

2 位置付け

本計画は、最上位計画である「第二次守谷市総合計画」を含めた市の関連計画との整合を図るとともに、「第二次守谷市財政計画」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組みの方向性を示すものです。また、既に策定済みの「橋梁長寿命化修繕計画」及び「守谷市公営住宅等長寿命化計画」並びに各施設所管部署で定めている施設整備計画等（今後定めるものも含む。）との整合を図るものです。

3 計画期間

計画期間は、建物施設の更新時期が今後40年間に集中し、また、更新費用の推計期間が40年間であることから、平成28年度から平成67年度までの40年間とします。ただし、社会情勢の変化などの状況により適宜見直しを行っていくこととします。

4 対象施設

対象とする公共施設等は、表1の学校教育系施設、行政系施設、社会教育系施設、市民文化系施設、子育て支援施設、保健福祉施設、公営住宅、その他の建物施設（ハコモノ）及び道路（電線共同溝：C・C・BOXを含む。）、橋りょう、上水道、下水道、公園（インフラ）並びに守谷駅のエレベーター、エスカレーターの建築設備を対象とします。

表1 対象施設一覧

※建築年度は施設の主たる建物です。

番号	施設名	建築年度	経過年数	施設分類	延床面積㎡
1	大野小学校	昭和53年	37年	学校教育系施設	3,432.25
2	黒内小学校	昭和54年	36年	学校教育系施設	4,386.00
3	御所ヶ丘小学校	昭和57年	33年	学校教育系施設	5,382.62
4	郷州小学校	昭和58年	32年	学校教育系施設	6,659.13
5	愛宕中学校	昭和58年	32年	学校教育系施設	7,810.23
6	学校給食センター	昭和58年	32年	学校教育系施設	1,861.46
7	御所ヶ丘中学校	昭和60年	30年	学校教育系施設	8,837.42
8	松前台小学校	平成1年	26年	学校教育系施設	6,031.59
9	けやき台中学校	平成3年	24年	学校教育系施設	7,942.02
10	松ヶ丘小学校	平成5年	22年	学校教育系施設	6,755.59
11	大井沢小学校	平成6年	21年	学校教育系施設	6,756.44
12	高野小学校	平成11年	16年	学校教育系施設	6,666.37
13	守谷中学校	平成17年	10年	学校教育系施設	9,780.00
14	守谷小学校	平成24年	3年	学校教育系施設	8,532.05
15	旧庁舎倉庫	昭和55年	35年	行政系施設	220.00
16	市役所庁舎	平成2年	25年	行政系施設	10,674.89
17	消防団機械器具置場(第1分団)	平成3年	24年	行政系施設 (消防施設)	69.00
18	消防団機械器具置場(第2分団)	平成16年	11年	行政系施設 (消防施設)	30.04
19	消防団機械器具置場(第3分団)	昭和61年	29年	行政系施設 (消防施設)	27.08

番号	施設名	建築年度	経過年数	施設分類	延床面積㎡
20	消防団機械器具置場(第4分団)	昭和59年	31年	行政系施設(消防施設)	28.61
21	消防団機械器具置場(第5分団)	平成10年	17年	行政系施設(消防施設)	29.10
22	消防団機械器具置場(第6分団)	平成2年	25年	行政系施設(消防施設)	30.04
23	消防団機械器具置場(第7分団)	平成15年	12年	行政系施設(消防施設)	32.20
24	消防団機械器具置場(第8分団)	平成2年	25年	行政系施設(消防施設)	23.42
25	消防団機械器具置場(第9分団)	昭和60年	30年	行政系施設(消防施設)	20.99
26	消防団機械器具置場(第10分団)	昭和60年	30年	行政系施設(消防施設)	21.01
27	消防団機械器具置場(第11分団)	昭和60年	30年	行政系施設(消防施設)	19.53
28	消防団機械器具置場(第12分団)	平成12年	15年	行政系施設(消防施設)	30.04
29	消防団機械器具置場(第13分団)	昭和56年	34年	行政系施設(消防施設)	25.66
30	もりや学びの里	昭和42年	48年	社会教育系施設	2,827.75
31	中央図書館	平成6年	21年	社会教育系施設	3,522.73
32	大野公民館	昭和33年	57年	市民文化系施設	275.00
33	中央公民館	昭和56年	34年	市民文化系施設	3,367.39
34	東板戸井集会所	昭和57年	33年	市民文化系施設	133.32
35	市営住宅集会所	昭和62年	28年	市民文化系施設	129.29
36	国際交流研修センター	平成2年	25年	市民文化系施設	459.00
37	郷州公民館	平成4年	23年	市民文化系施設	889.72
38	高野公民館	平成8年	19年	市民文化系施設	1,118.80
39	北守谷公民館	平成11年	16年	市民文化系施設	1,548.25
40	子育て支援センター	昭和47年	43年	子育て支援施設	406.66
41	土塔中央保育所	昭和55年	35年	子育て支援施設	677.98
42	市民交流プラザ	平成1年	26年	子育て支援施設	2,002.89
43	松ヶ丘小学校児童クラブ	平成7年	20年	子育て支援施設	201.09

番号	施設名	建築年度	経過年数	施設分類	延床面積㎡
44	北園保育所	平成 9 年	18 年	子育て支援施設	1,020.87
45	高野小学校児童クラブ	平成 12 年	15 年	子育て支援施設	172.88
46	大井沢小学校児童クラブ	平成 12 年	15 年	子育て支援施設	292.97
47	南守谷児童センター	平成 20 年	7 年	子育て支援施設	1,123.23
48	御所ヶ丘小学校児童クラブ	平成 21 年	6 年	子育て支援施設	166.09
49	大野小学校児童クラブ	平成 22 年	5 年	子育て支援施設	119.86
50	黒内小学校児童クラブ	平成 24 年	3 年	子育て支援施設	252.54
51	松前台小学校児童クラブ	平成 25 年	2 年	子育て支援施設	252.54
52	守谷小学校児童クラブ	平成 25 年	2 年	子育て支援施設	496.86
53	文化会館	昭和 60 年	30 年	保健福祉施設	448.35
54	保健センター	平成 4 年	23 年	保健福祉施設	2,366.98
55	障がい者福祉センター	平成 5 年	22 年	保健福祉施設	869.18
56	こども療育教室	平成 11 年	16 年	保健福祉施設	338.72
57	いきいきプラザげんき館	平成 12 年	15 年	保健福祉施設	380.99
58	障がい者活動施設・シルバー人材センター事務所	平成 22 年	5 年	保健福祉施設	301.94
59	市営住宅	昭和 60 年	30 年	公営住宅	4,356.77
60	新守谷第一自転車駐車場	昭和 57 年	33 年	その他施設	2,392.55
61	公衆用トイレ (守谷駅東口)	平成 17 年	10 年	その他施設	65.00
62	公衆用トイレ (守谷駅西口)	平成 17 年	10 年	その他施設	102.00
63	農業集落排水処理場 (特別会計)	平成 12 年	15 年	その他施設 (下水道施設)	183.87
	合 計 63 施設				135,378.84

第2章 本市の概要と現状

1 位置

本市は、東京都心から40km圏内、千葉県との県境である茨城県南西部に位置します。面積は、東西7.5km、南北7.2km、面積35.71km²です。

市の南西から北東にかけてつくばエクスプレスが、市の南東から北にかけて関東鉄道常総線が通り、市の中央部にある守谷駅で二つの路線が交差しています。

道路は、市の南東から北にかけて国道294号、常総ふれあい道路が平行して走っており、更に市の中央を南北に常磐自動車道が縦断しています。

2 人口の推移及び人口構成別の推移

(1) 人口及び世帯数の推移

本市の人口は、平成26年10月1日現在、64,789人であり、世帯数は24,917世帯です。北守谷地区、みずき野地区、南守谷地区※6などの大規模住宅団地への入居により、昭和60年頃から急速に人口が増加し、その後一時的にその勢いは緩やかになりました。

平成17年につくばエクスプレスが開業したことにより、都心へのアクセスが格段に向上し、守谷駅周辺へのマンション建設や松並土地区画整理事業など住宅開発が進んだことから、更に人口・世帯数ともに増加しています。

一方で、1世帯当たりの平均人数については、平成元年時点で3.61人でしたが、平成26年10月1日現在では、2.60人で1世帯当たり約1人の減となっており、核家族化が進んでいます。

なお、児童生徒数は、平成6年の最大時より665人(約10%)減少し5,974人となっています。

表2 人口及び世帯数の推移

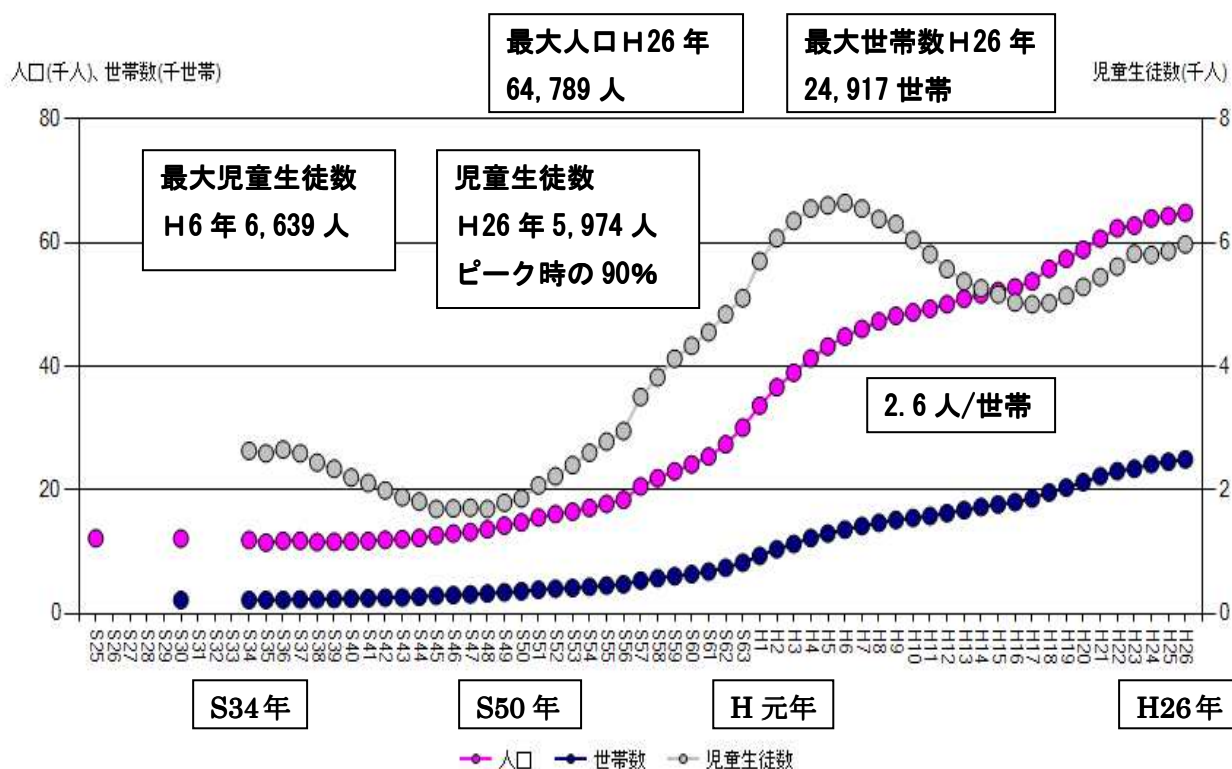
(単位：人、世帯)

年号	人口	世帯数	1世帯の平均人数	児童生徒数
平成22年	62,298	23,017	2.71	5,614
平成23年	62,719	23,407	2.68	5,816
平成24年	63,886	24,156	2.64	5,803
平成25年	64,300	24,549	2.62	5,863
平成26年	64,789	24,917	2.60	5,974

※資料：人口・世帯数は住民基本台帳（各年10月1日現在）

※資料：学校教育課（児童生徒数は私立小学校を含む。各年5月1日現在）

【グラフ1 人口及び世帯数の推移】



※資料：人口・世帯数は住民基本台帳（各年10月1日現在）

※資料：学校教育課（児童生徒数は私立小学校を含む。各年5月1日現在）

（2）人口構成別の推移

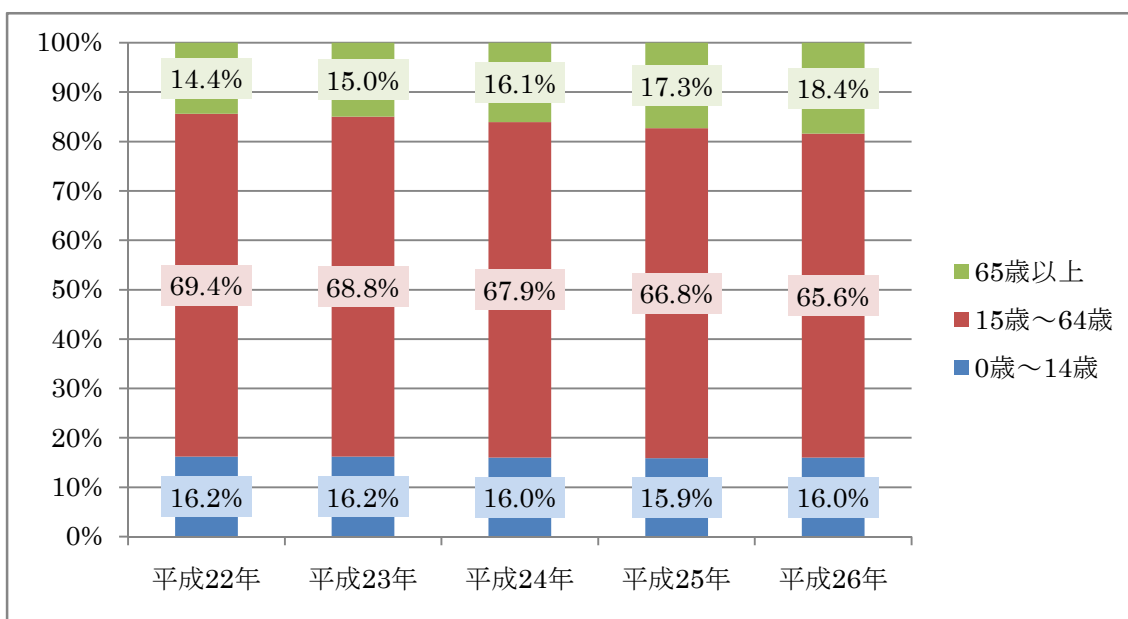
人口構成別の推移は、平成22年から平成26までの年少人口（0歳から14歳）、生産年齢人口（15歳から64歳）、老年人口（65歳以上）のそれぞれの割合を比べると、年少人口数は人数及び割合ともほぼ同水準を保っていますが、生産年齢人口の人数及び割合が年々減少しているのに対し、老年人口の人数及び割合ともに増加傾向にあることが分かります。

表3 人口構成別の推移

（単位：人，％）

年号	0歳～14歳	構成比	15歳～64歳	構成比	65歳以上	構成比
平成22年	10,096	16.2	43,204	69.4	8,998	14.4
平成23年	10,125	16.2	43,174	68.8	9,420	15.0
平成24年	10,213	16.0	43,376	67.9	10,297	16.1
平成25年	10,217	15.9	42,973	66.8	11,110	17.3
平成26年	10,397	16.0	42,474	65.6	11,918	18.4

【グラフ2 人口構成の推移】



※資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

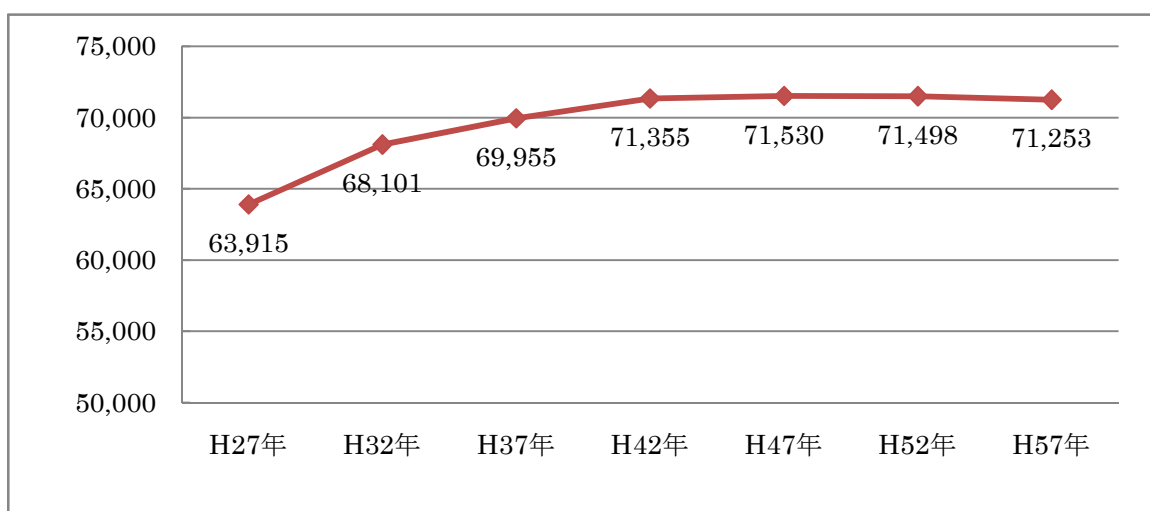
3 総人口と年代別人口についての今後の見通し

(1) 総人口の見通し

本市の平成57年までの総人口の見通しは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定する「守谷市人口ビジョン」において、平成47年までは増加し71,530人をピークに、その後少しずつ減少する見込みとなっています。

【グラフ3 総人口の見通し】

(単位：人)



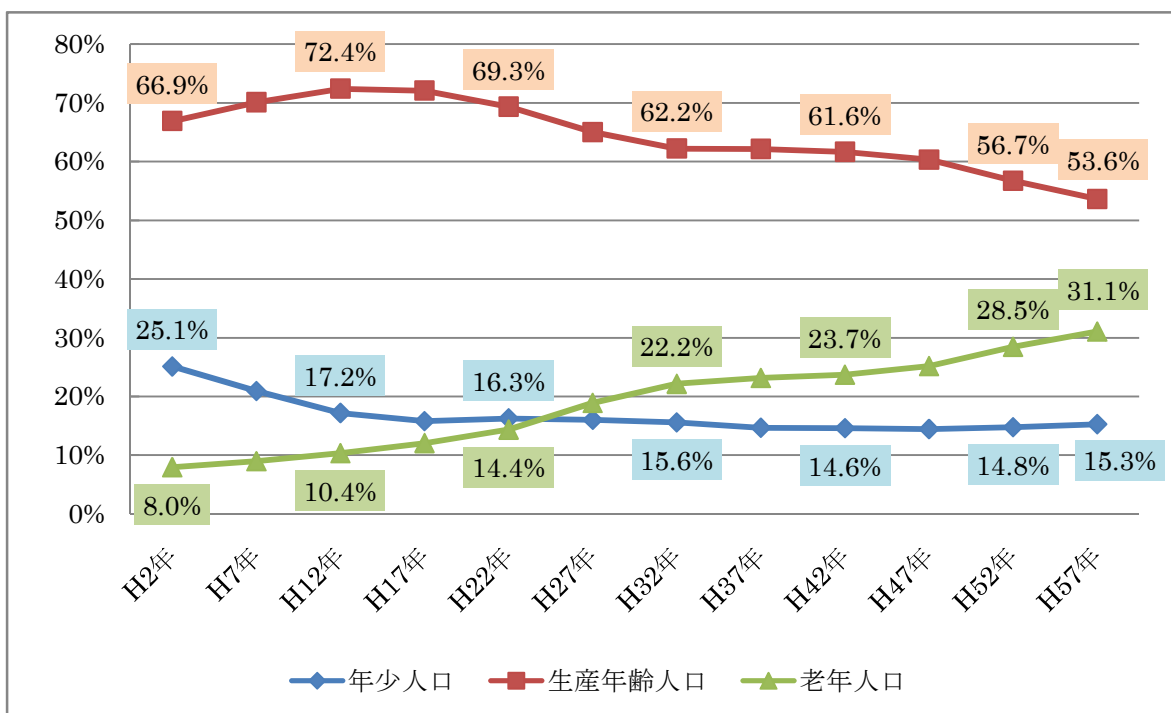
※資料：守谷市人口ビジョン

※本推計は、2010年（平成22年）国勢調査の結果（実績値）を基にして、2015年（平成27年）以降を推計しているものであり、2015年（平成27年）の人口も「推計値」となっています。

(2) 年代別人口の見通し

本市の平成57年までの年齢3階層別人口比率の見通しは、老年人口が増加傾向、生産年齢人口及び年少人口とも減少傾向であり、少子・高齢化が進行しています。平成57年には、老年人口は31.1%、生産年齢人口は53.6%、年少人口は15.3%と推計しています。

【グラフ4 年代別人口の見通し】



※資料：守谷市人口ビジョン

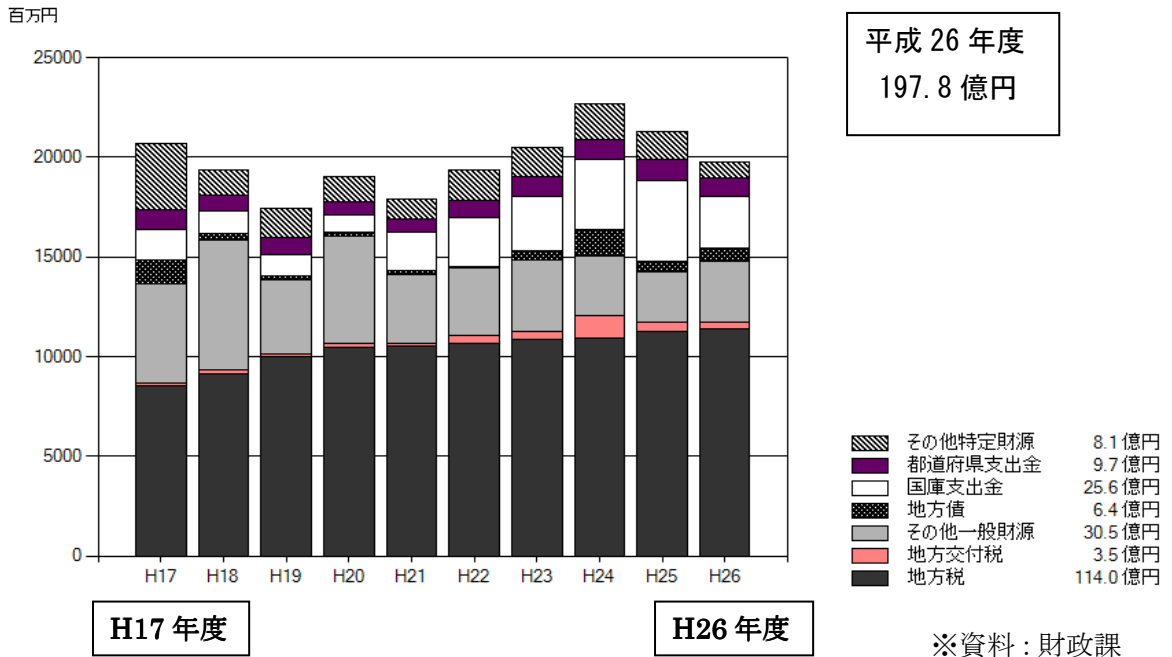
4 財政状況

(1) 歳入

平成26年度における一般会計※7歳入総額は197億7,600万円となっています。松並土地区画整理事業における国庫支出金の減少に伴い、平成25年度に引き続き減少しています。主な自主財源である市税収入は、過去10年間においては少しずつ増加しています。平成26年度の市税は114億円で歳入の57.6%を占めています。

※内訳の合計額は、四捨五入により総額に合致しないことがあります。

【グラフ5 歳入決算額の推移】

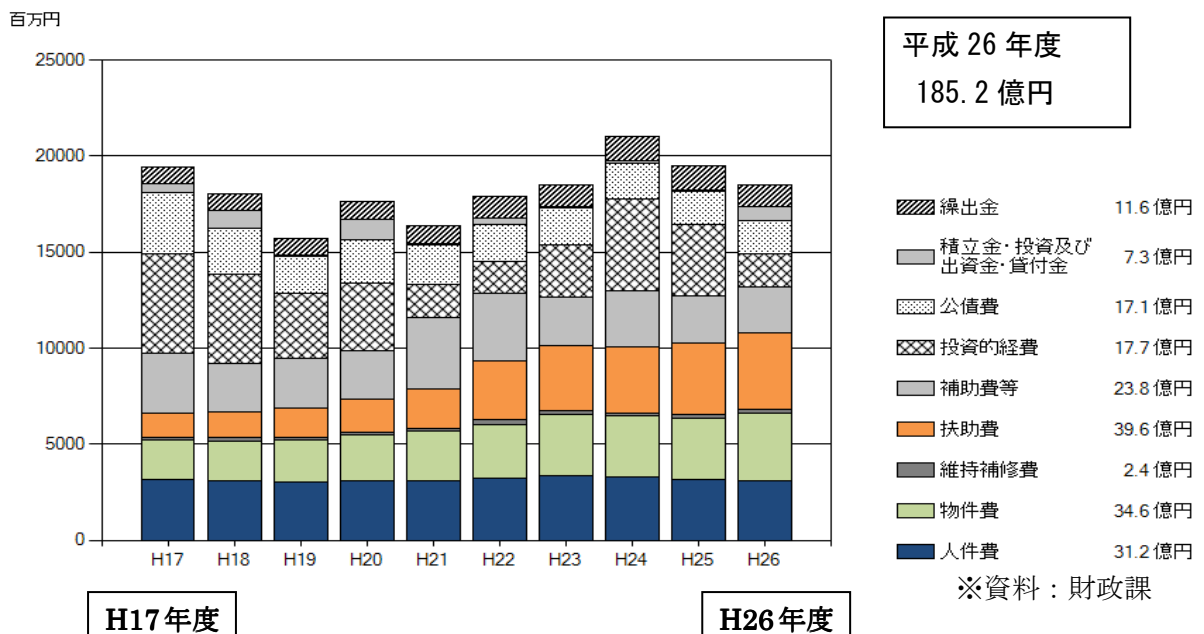


(2) 歳出

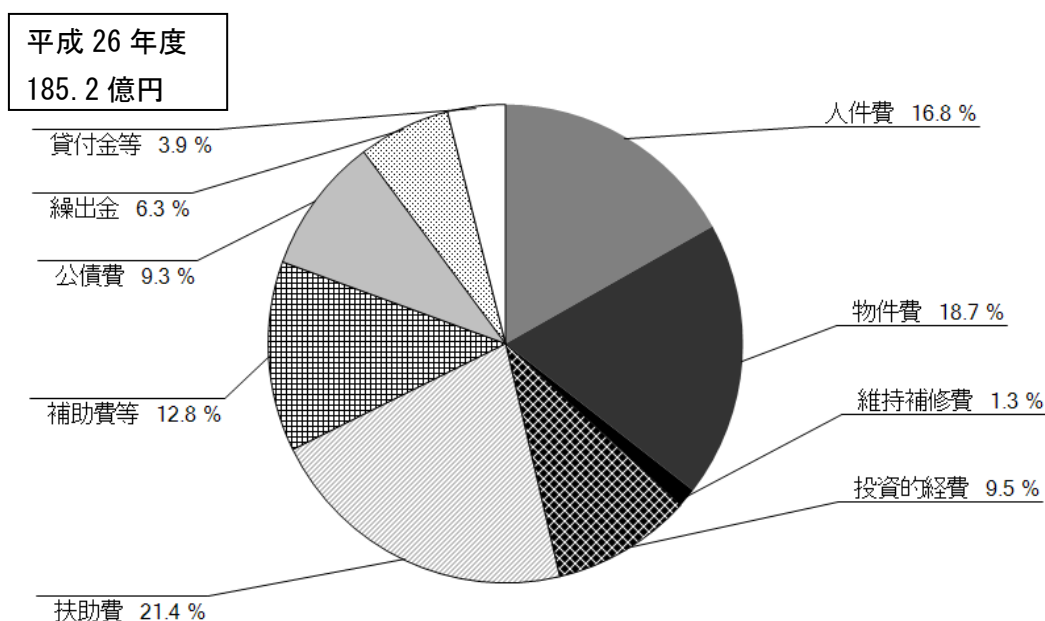
本市の平成26年度の歳出総額は185億1,700万円です。投資的経費※8である松並土地区画整理事業費の減少に伴い歳出総額は減少しています。

また、義務的経費の人件費、公債費※9はほぼ同水準であるものの、扶助費が年々増加しています。この扶助費は、平成22年度30億9,700万円であったものが、平成26年度は39億5,700万円になっており、8億6,000万円の増で決算額の約21%を占めています。

【グラフ6 歳出決算額の推移】



【グラフ7 歳出決算額の性質別内訳】

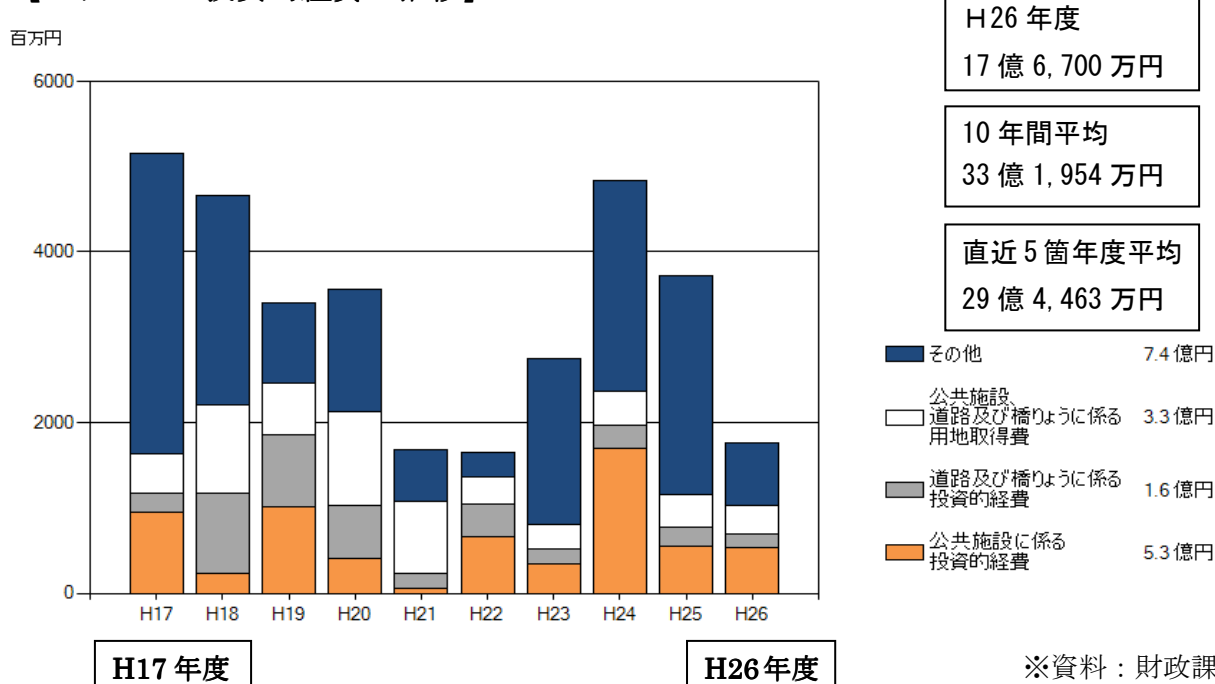


※資料：財政課

(3) 投資的経費の推移

平成 26 年度の投資的経費の決算額は、17 億 6,700 万円で平成 25 年度に引き続き減少しています。平成 25 年度の減少は、守谷小学校の建設が完了したことによるもので、平成 26 年度は松並土地区画整理事業費の減少によるものです。この投資的経費は、建物施設等の公共施設等の建設、修繕等により大きく増減があります。なお、その他の主なものは、守谷駅周辺一体型土地区画整理事業費及び松並土地区画整理事業費です。

【グラフ8 投資的経費の推移】



※資料：財政課

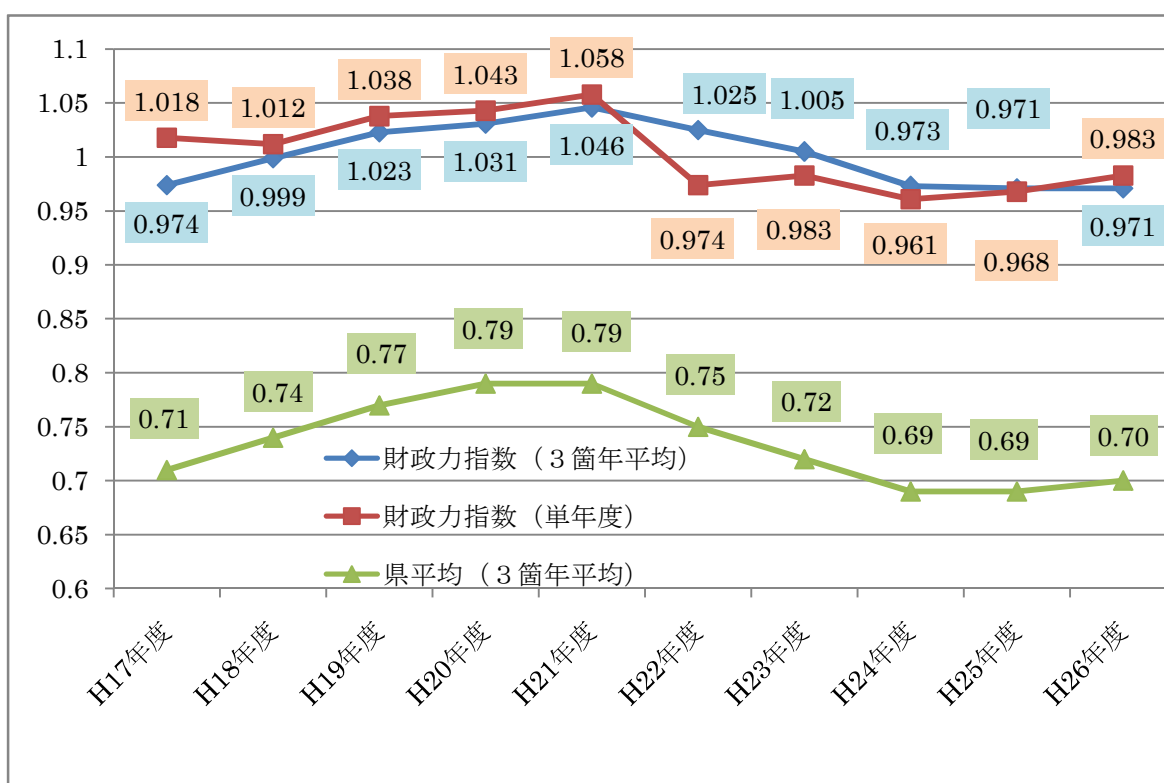
(4) 主な財政指標の状況

① 財政力指数※10

県内の平均財政力指数（3箇年平均）は、0.69から0.79となっています。

本市の財政力指数の推移（3箇年平均）は、平成19年度から平成23年度までは1以上でしたが、平成24年度から1を下回りました。平成26年度の財政力指数は、0.971（単年度は0.983）ですが、県内では比較的上位にあり良好な数値を維持しています。

【グラフ9 財政力指数の推移】



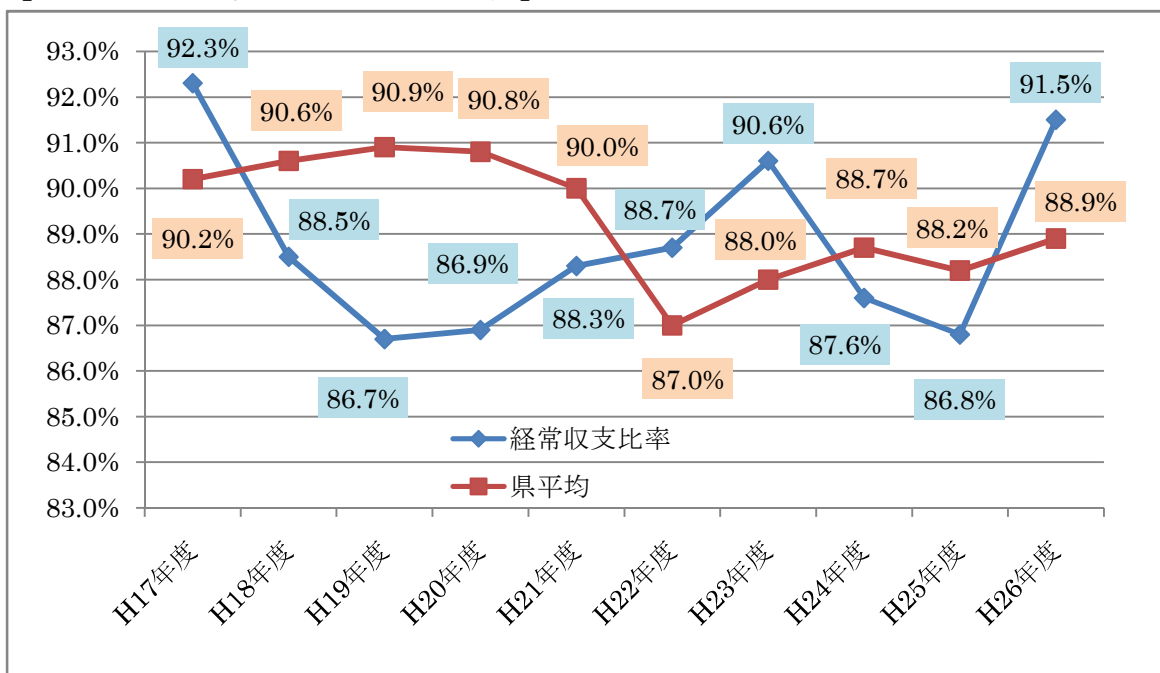
※資料：財政課

② 経常収支比率※11

県平均の経常収支比率は、90%前後で推移しています。

本市の過去10年間の経常収支比率において、90%を超えた年度は平成17年度、平成23年度及び平成26年度の3箇年でした。平成26年度が91.5%と大きく上昇した理由は、主に物件費（待機児童解消のための委託費等）及び扶助費等の増加によるものです。

【グラフ10 経常収支比率の推移】

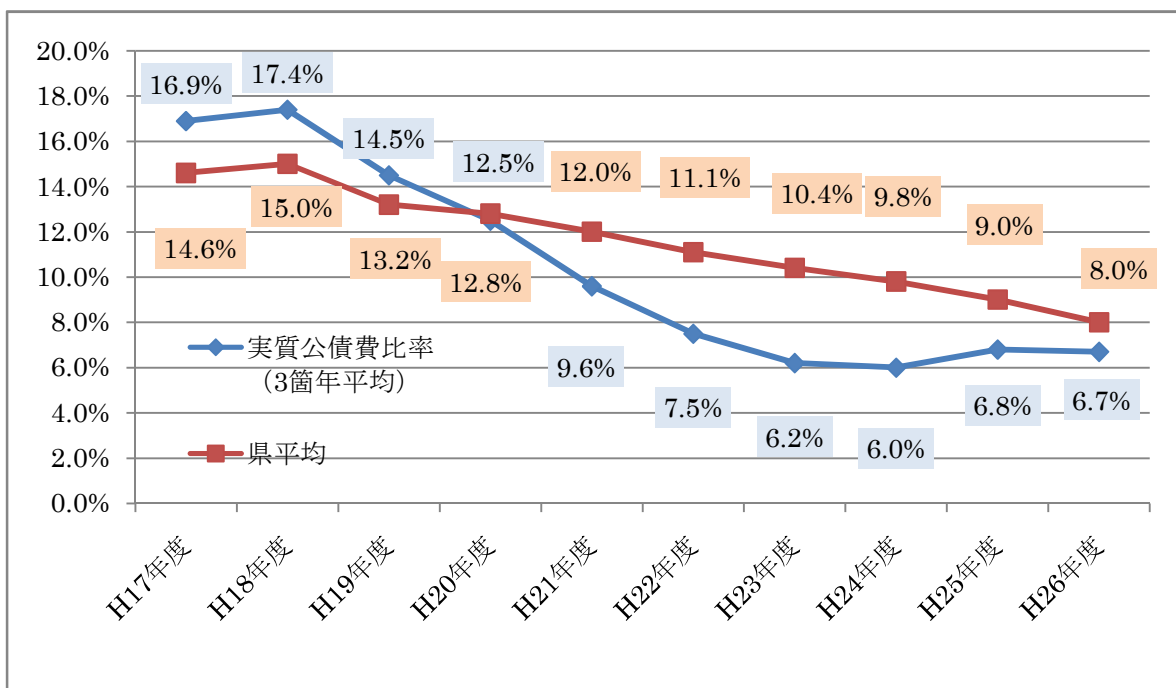


※資料：財政課

③ 実質公債費比率※12

本市の過去10年間の実質公債費比率は、平成18年度の17.4%を最高に少しずつ下がっています。平成26年度の比率は、6.7%で10.7%下がり、十分低い水準にあると言えます。これは、平成17年度から平成21年度までに借入金（地方債）15億2,654万2千円を繰り上げ償還し、借入金及び利子の削減を図ったことによるものです。

【グラフ11 実質公債費比率の推移】



5 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面については、今後、生産年齢人口の減少に伴う個人市民税の減少が予想されます。また、法人市民税については、企業業績の影響を大きく受けるため、大きな経済成長を見込むことが難しい現状から大幅な税収増は期待できません。

このことから、本市の一般財源の大幅な増額は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費については、市職員の定員管理の徹底により減少してきましたが、今後の減少は見込めず、更に少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられます。

以上のことから、本市の財政状況は、今後、より厳しいものとなっていくと考えられます。

第3章 公共施設等の現状と課題

本市の公共施設等は、道路や上下水道などの市民生活には欠かせない社会基盤や教育施設である小中学校や子育て支援施設である保育所をはじめ、公民館や図書館などのように広く市民の利用に供する施設、市役所のように行政サービスを提供するための施設など、様々な施設があります。

1 建物施設の状況

1-1 建物施設の類型別保有状況

現在、守谷市が保有する建物施設は、庁舎等の行政系施設のほか、小・中学校や給食センター等の学校教育系施設、公民館・集会場等の市民文化系施設、図書館等の社会教育系施設、保育所等の子育て支援施設、保健センター、障がい者福祉センター等の保健福祉施設、市営住宅の公営住宅など63施設で215棟となっています。種類別で面積が多い施設は、学校が65.7%で約3分の2を占めており、全国的にも同様の傾向にあります。

次に、庁舎等7.9%、集会施設（公民館等）5.9%、幼児・児童施設4.1%の順となっています。

本市の建物施設の人口1人当たりの延べ床面積は2.08㎡で、類似団体との比較において非常に少ない状況です。これは、市民センター、市民体育館、博物館などの大規模建築物が少ないためで、公民館等の市民文化系・社会教育系施設は10施設の10.6%に留まっています。

また、つくばエクスプレスの平成17年開業に伴い、守谷駅に各4基ずつ設置したエスカレーターとエレベーターも建築設備として管理しています。

なお、上下水道事務所や上水道の浄水場施設及び下水道の汚水処理施設は、インフラと一体のものとして扱うことが適当であるため、建築物としての対象施設から除いています。ただし、特別会計※13である農業集落排水処理場は含んでいます。

※参考 建物施設 人口区分別人口1人当たり延べ床面積 (単位：㎡/人)

全国平均	政令指定都市	250千人以上	10～250千人未満	50～100千人未満	30～50千人未満	10～30人未満	10千人未満
3.22	3.44	1.92	2.89	3.56	4.83	5.24	10.61

※出典：「公共施設及びインフラ資産の更新費用の比較分析に関する調査結果」（平成24年3月）総務省自治財政局財務調査課（以下、インフラである道路、橋りょう、上水道、下水道も同じ資料を使用しています。）

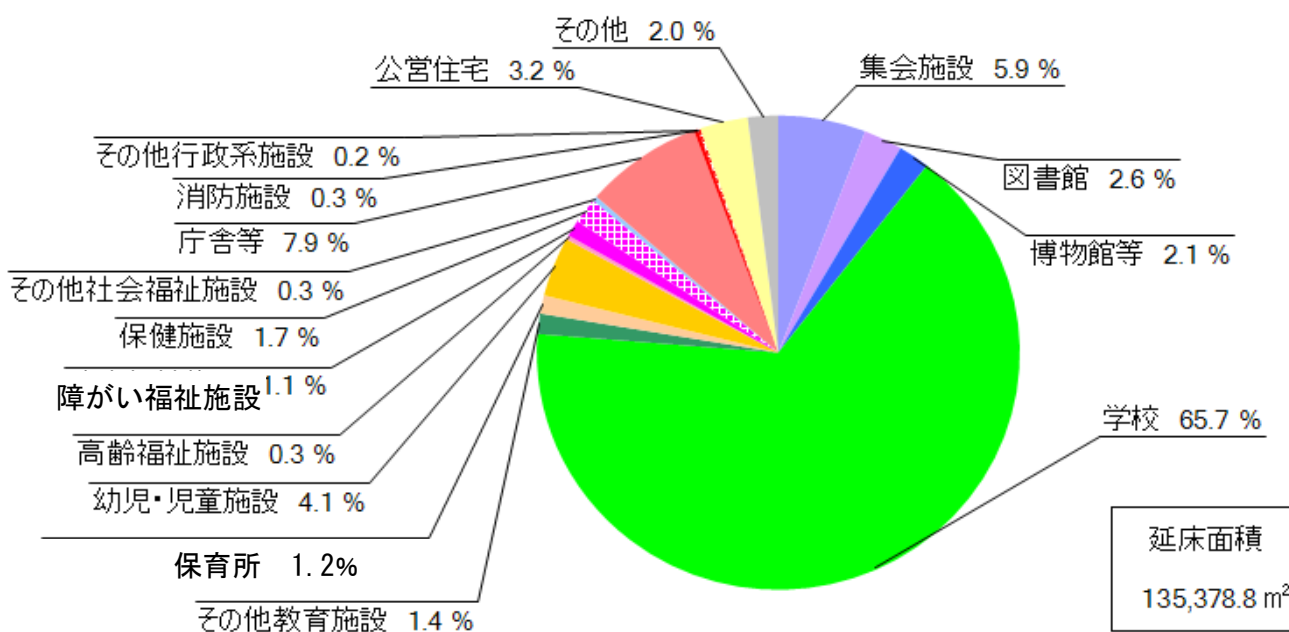
○守谷市：建物施設延べ床面積135,378.84㎡÷64,933人（平成27年4月1日現在）＝**2.08㎡**＜**3.56㎡**

表4 類型別施設数等

(単位:m², %)

施設の分類		施設数	延床面積	割合	備考
大分類	中分類				
学校教育系施設	学校	13	88,971.71	65.7	
	その他の教育施設	1	1,861.46	1.4	学校給食センター
行政系施設	庁舎等	1	10,674.89	7.9	庁舎
	消防施設	13	386.72	0.3	消防団機械器具置場
	その他行政系施設	1	220.00	0.2	旧庁舎倉庫
市民文化系施設	集会施設	8	7,920.77	5.9	公民館等
社会教育系施設	博物館等	1	2,827.75	2.1	もりや学びの里
	図書館	1	3,522.73	2.6	
子育て支援施設	幼児・児童施設	11	5,487.61	4.1	児童クラブ等
	保育所	2	1,698.85	1.2	
保健福祉施設	保健施設	1	2,366.98	1.7	保健センター
	障がい福祉施設	3	1,509.84	1.1	こども療育教室等
	高齢福祉施設	1	380.99	0.3	いきいきプラザげんき館
	その他社会福祉施設	1	448.35	0.3	文化会館
公営住宅	公営住宅	1	4,356.77	3.2	
その他	その他施設	4	2,743.42	2.0	自転車駐車場 公衆用トイレ等
合計		63	135,378.84	100.0	

【グラフ12 建物施設の面積内訳】



1-2 建物施設の老朽化の状況及び築年別整備状況

建物施設のうち、一般的に大規模改修を行う目安とされる築後30年を経過している建築物の延床面積は、46,381.74㎡(74棟)で全体の34.3%を占めています。このうち、学校が33,016.63㎡で71.2%を占めています。これは、北守谷地区及びみずき野地区の大規模住宅団地の開発に伴い、昭和57年の第1期分譲により転入してきた市民のための学校を建設したことによるものです。そのほか、中央公民館(築後30年未満の付属施設を除く)が2,957.50㎡(6.4%)、市営住宅が1,171.59㎡(2.5%)となっています。また、20年以上30年未満の建築物は57,399.68㎡(72棟)42.4%で、学校が33,068.90㎡(57.6%)、次いで庁舎が10,674.89㎡(18.6%)、図書館が3,522.73㎡(6.1%)、市営住宅が3,185.18㎡(5.5%)、保健センターが2,366.98㎡(4.1%)となっています。

本市は、昭和50年代後半から発展した比較的新しい「まち」であることから、他の自治体より新しい施設が多い状況ですが、学校などは、既に耐震補強工事と同時に大規模改修を実施するとともに、それ以外の施設においても計画的に取り組んでいます。しかし、近い将来において集中して大規模修繕や建替え工事の必要性が見込まれることが課題です。

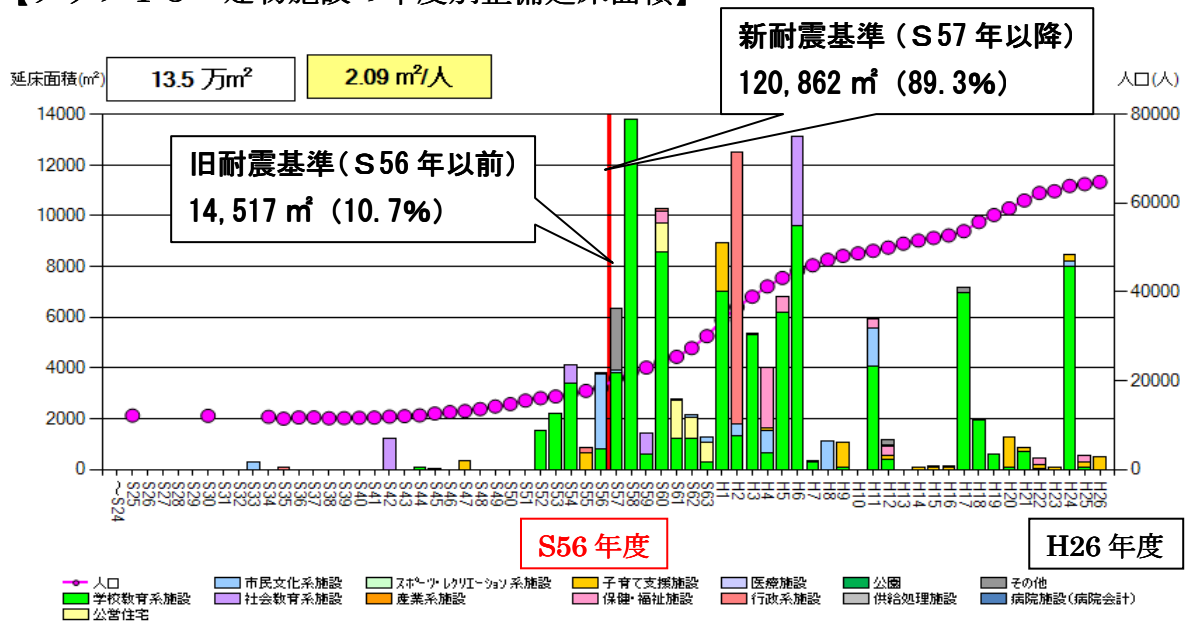
表5 建物施設の経過年数別施設数

(単位：㎡，%)

建築経過年数	棟数	施設数	延床面積	割合
10年未満の建築物	28	19	14,768.42	10.9
10年～20年未満	41	21	16,829.00	12.4
20年～30年未満	72	26	57,399.68	42.4
30年～40年未満	67	23	44,390.41	32.8
40年～50年未満	5	4	1,658.33	1.2
50年以上	2	2	333.00	0.3
合計	215	95	135,378.84	100.0

※ 施設数は建築経過年数に各施設が重複しているため、実施施設数(63施設)より多くなっています。

【グラフ13 建物施設の年度別整備延床面積】

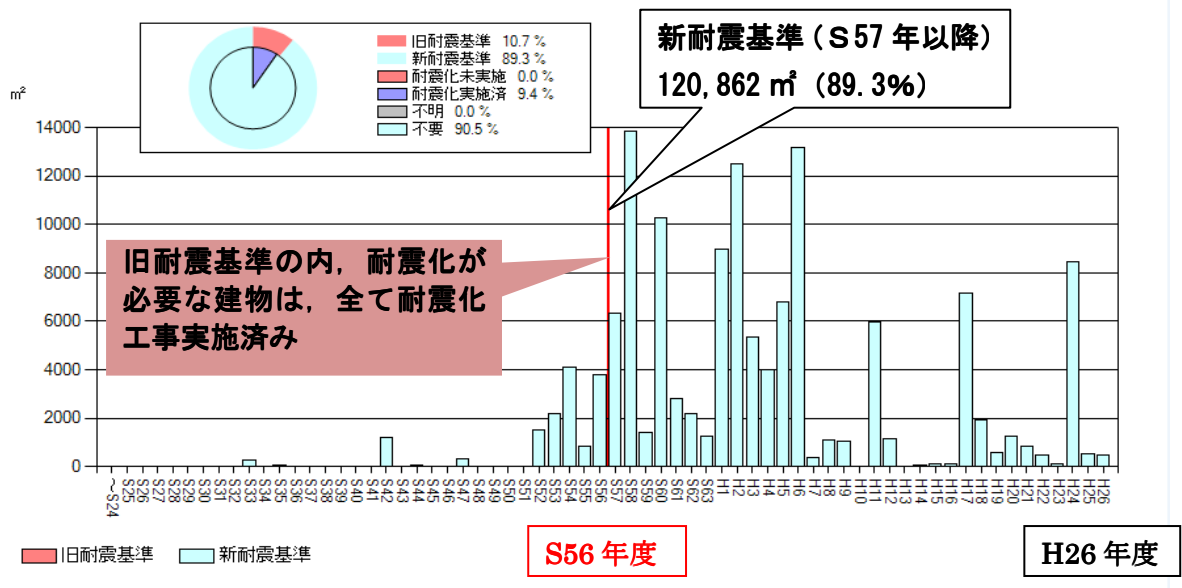


1-3 建物施設の耐震化状況

建物施設のうち、新耐震基準で建設された建物の床面積は120,862㎡(89.3%)です。旧耐震基準で建設された建物の床面積は14,517㎡(10.7%)で、このうち、耐震工事が必要とされている建物の床面積は12,771㎡(建物施設全体の9.4%)ですが、全ての耐震工事を完了しています。

また、耐震工事が不要とされた建物の床面積は1,746㎡(建物施設全体の1.3%)で、新耐震基準の床面積を含めると122,608㎡(建物施設全体の90.5%)です。

【グラフ14 建物施設の耐震化の状況】



1-4 建物施設の利用状況等

建物施設の利用状況等は、次のとおりです。

(1) 学校教育系施設

平成24年度と26年度を比較すると、小学校、中学校の児童生徒数は166人、学級数では6学級増加（私立小学校を除く。）しています。

表6 小学校

(単位：人，学級)

	学 校 名	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	守谷小学校	702	25	702	25	735	27
2	大井沢小学校	583	20	595	21	598	23
3	大野小学校	166	8	169	8	175	8
4	高野小学校	474	17	462	17	451	16
5	黒内小学校	411	16	456	16	514	18
6	御所ヶ丘小学校	360	14	354	14	360	14
7	郷州小学校	370	15	378	14	359	15
8	松前台小学校	413	16	407	15	404	15
9	松ヶ丘小学校	583	20	594	20	571	21
	計	4,062	151	4,117	150	4,167	157

※私立小学校を除く。 資料：統計もりや（5月1日現在）

表7 中学校

(単位：人，学級)

	学 校 名	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	守谷中学校	395	15	399	15	383	13
2	愛宕中学校	288	11	268	10	290	11
3	御所ヶ丘中学校	538	17	568	18	583	19
4	けやき台中学校	482	16	466	16	508	16
	計	1,703	59	1,701	59	1,764	59

合 計	5,765	210	5,818	209	5,931	216
-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

※資料：統計もりや（5月1日現在）

(2) 行政系施設

庁舎は行政サービスの拠点であり、市民が健康で幸せに暮らせるよう様々な行政事務を行っています。また、災害時には災害対策本部が設置され、非常時に対応します。通常の利用状況としては、生活に必要な諸手続き及び相談業務を行っています。

なお、過去3年間における住民票等の延べ申請件数は、以下のとおりです。

表8 住民票等の延べ申請件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ申請件数	99,900件	108,000件	106,400件

※資料：総合窓口課

(3) 市民文化系施設利用者数

公民館は、市民の学習や発表の場として多くの市民が利用しています。

平成24年度の中央公民館利用者数が少ないのは、耐震工事及び増築工事を行ったことによるものです。公民館については、どの公民館も増加傾向にあります。

また、平成25年度の東板戸井集会所の利用者が少ないのは、もりや学びの里改修工事に伴い貸出を中止していたことによるものです。

表9 市民文化系施設利用者数

(単位：人)

	施設名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	大野公民館	3,079	4,340	6,242
2	中央公民館	38,491	65,543	77,146
3	東板戸井集会所	1,453	372	674
4	市営住宅集会所※	不明	不明	不明
5	国際交流研修センター	14,369	15,193	11,636
6	郷州公民館	38,295	35,277	36,627
7	高野公民館	48,024	49,560	49,887
8	北守谷公民館	39,335	40,974	39,529
	合計	183,046	211,259	221,741

※資料：生涯学習課・市民協働推進課

※ 市営住宅集会所は県営住宅と共同使用であり、自治会管理のため利用者数は不明です。

(4) 社会教育系施設利用者数

中央図書館は、市民の学習の場として、また、もりや学びの里はサークル活動やレクリエーション等の場として利用されています。2施設とも増減はほとんどなく、平成25年度のもりや学びの里の利用者が少ないのは耐震工事を行ったことによるものです。

表 1 0 社会教育系施設利用者数 (単位：人)

	施設名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	中央図書館	176,838	170,301	176,044
2	もりや学びの里	33,805	20,790	33,090
	合計	210,643	191,091	209,134

※資料：中央図書館・生涯学習課

(5) 子育て支援施設利用者数

子育て支援施設は、全施設とも増加傾向にあります。保育所については、待機児童が増加しているため、民設民営による保育園を建設しています。

児童クラブの利用者は、平成24年度に比べて平成26年度は219人増で約36%の増加率です。

表 1 1 子育て支援施設利用者数 (単位：人)

	施設名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	子育て支援センター	延べ24,486	延べ22,502	延べ23,474
2	土塔中央保育所	104	107	102
3	北園保育所	74	74	77
4	市民交流プラザ	延べ55,427	延べ58,842	延べ60,561
5	南守谷児童センター	延べ56,444	延べ64,126	延べ66,530
6	高野小学校児童クラブ	63	66	61
7	大井沢小学校児童クラブ	93	108	127
8	松ヶ丘小学校児童クラブ	66	73	96
9	御所ヶ丘小学校児童クラブ	49	60	53
10	大野小学校児童クラブ	35	43	49
11	黒内小学校児童クラブ	76	88	104
12	松前台小学校児童クラブ	65	88	107
13	守谷小学校児童クラブ	97	113	146
14	郷州小学校児童クラブ	60	61	80
	小計(6~14)	604	700	823

※資料：児童福祉課・生涯学習課

(6) 保健福祉施設利用者数（延べ人数）

保健センターは、乳幼児から高齢者まで予防接種や健診等及び貸館として利用し、利用者数はほぼ同水準で推移しています。また、大規模災害時には保健センターに救護所を設置し、負傷者等の救急医療を行います。

障がい者福祉センターの平成26年度延べ利用者数は、平成24年度に比べて4,123人（54%増）増加しています。これは、平成25年度の施設増築に伴い、放課後等児童デイサービスを実施したことや新制度の相談支援業務を実施したことによるものです。

表12 保健福祉施設利用者数（延べ人数）（単位：人）

	施設名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	保健センター	貸館利用者 11,944 健診等利用者 6,491	貸館利用者 12,127 健診等利用者 6,440	貸館利用者 12,131 健診等利用者 7,021
2	障がい者福祉センター	登録者 89 利用者 7,604	登録者 92 利用者 10,978	登録者 98 利用者 11,727
3	こども療育教室	登録者 84 利用者 2,610	登録者 87 利用者 2,663	登録者 87 利用者 2,600
4	障がい者活動施設	登録者 23 利用者 1,723	登録者 19 利用者 1,389	登録者 21 利用者 1,818
5	いきいきプラザげんき館	利用者 2,352	利用者 2,423	利用者 2,321
6	文化会館	利用者 27,720	利用者 27,685	利用者 35,270
	利用者合計	60,444	63,705	72,888

※資料：保健センター・社会福祉課・介護福祉課・市民協働推進課

(7) 公営住宅

市営住宅は、昭和60年度から63年度の4年間で建設され、66世帯が入居できます。

(8) その他施設

その他施設としては、新守谷駅に自転車駐車を1箇所設置しています。

また、守谷駅東口と西口に公衆用トイレをそれぞれ1箇所と建築設備として、エレベーターとエスカレーターをそれぞれ4箇所設置しています。

表13 新守谷第一自転車駐車場定期利用契約及び一時利用者数（単位：人／月、年）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	1月当たり定期利用者数	269 (192)	321 (231)	344 (262)
2	一時利用者数（年）	3,058	3,340	3,910

※（ ）は、定期利用者数のうち、学生利用者数(無料)

資料：交通防災課

2 インフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道、公園）の状況

2-1 道路（市道）の保有量及び整備状況

本市の道路は、昭和50年代後半に施行した土地区画整理事業及び開発行為による大規模住宅団地の建設に伴い、都市計画道路や生活道路が整備されました。

市内における道路の実延長は477,475mで、その内訳は、1級市道が30,003m、2級市道が17,336m、整備された都市計画道路や1級、2級市道以外のその他の道路が415,282m、自転車歩行者専用道路が14,854mで、全体の改良率が67.9%、舗装率が77.4%となっています。

土地区画整理事業や開発行為で整備された大規模住宅団地内道路も建設されてから30年以上経過していることから、既に修繕工事を実施していますが、今後、更に修繕箇所が増加が見込まれることが課題です。

なお、都市計画道路の計画延長61,270mのうち、整備済み延長は39,648mで、整備率は64.7%です。このうち、市が整備すべき都市計画道路は33,310mで、整備済み延長は25,738m、整備率は77.3%です。

また、守谷駅周辺一体型土地区画整理事業地内の守谷駅西口と東口周辺及び松並土地区画整理事業地区は、良好な景観を形成するため電線共同溝等が埋設されています。

表14 道路の延長等（市道） 平成27年3月末現在（単位：m, m², %）

種別	実延長	実面積	改良率	舗装率
1級市道	30,003	413,187	99.3	100.0
2級市道	17,336	104,262	67.9	97.1
その他	415,282	2,154,139	64.5	74.2
自転車歩行者専用道路	14,854	118,046	97.1	98.9
合計	477,475	2,789,634	67.9	77.4

※資料：建設課

※参考 道路 人口区分別人口1人当たり面積 (単位：m²/人)

全国平均	政令指定都市	250千人以上	100～250千人未満	50～100千人未満	30～50千人未満	10～30千人未満	10千人未満
31.99	21.56	17.98	37.83	62.42	75.61	101.51	242.06

○守谷市：道路面積2,789,634m²÷64,933人（平成27年4月1日現在）＝
42.96m²<62.42m²

表15 電線共同溝等の整備状況 平成27年3月末現在（単位：m）

場所	条数	延長	合計延長
守谷駅東口周辺	1条～17条	1,414.6	18,020.6
守谷駅西口周辺	1条～18条	2,052.9	24,503.4
松並土地区画整理事業地区	7条～24条	4,927.0	68,115.0
合計		8,394.5	110,639.0

※資料：建設課

2-2 橋りょうの整備状況

市内の橋りょうは13,160㎡（61橋）でその主なものは、昭和56年4月に柏・谷田部間が開通した常磐自動車道の建設に伴う跨道橋と河川に架かる橋です。30年以上のものが36橋で59%を占めています。

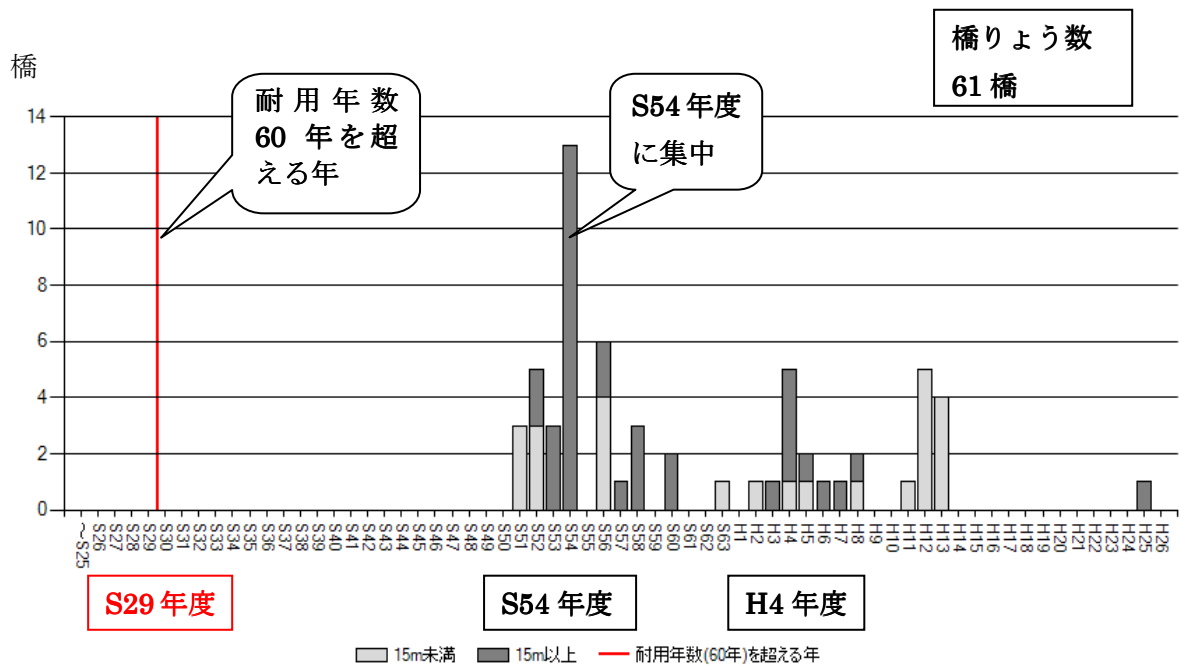
なお、61橋のうち27橋を対象に長寿命化修繕計画を策定しています。

表16 橋りょうの整備状況等 平成27年3月末現在（単位：㎡，橋，%）

構造別	面積	幅員	橋数	建設経過年数	橋数	割合
PC造	10,911	15m未満	25	10年未満	1	1.6
RC造	1,606	15m以上	36	10年～20年未満	12	19.7
鋼造	643			20年～30年未満	12	19.7
合計	13,160		61	30年～40年未満	36	59.0
				40年以上	0	0.0

※資料：建設課

【グラフ15 橋りょうの年度別整備数】



※参考 橋りょう 人口区分別人口1人当たり面積（単位：㎡／人）

全国平均	政令指定都市	250 千人以上	100～250 千人未満	50～100 千人未満	30～50 千人未満	10～30 千人未満	10 千人未満
0.26	0.18	0.16	0.22	0.39	1.12	0.68	1.78

○守谷市：橋りょう面積13,160㎡÷64,933人（平成27年4月1日現在）＝

$$0.20 \text{ m}^2 < 0.39 \text{ m}^2$$

2-3 上水道の整備状況

本市の上水道は、昭和40年代後期から整備に着手し、平成26年度末の管路総延長は375,583m（普及率99.4%）で、布設後40年を経過する整備当初の水道管（導水管※14や配水管※15）の老朽化が顕在化してきています。そのため、市では耐震性に劣る石綿管の更新工事を計画的に進めており、平成30年度末までに、市内の全ての更新が完了する見込みです。

今後の課題は、石綿管以外の老朽化した水道管や浄水場施設等の耐震化及び長寿命化、改築更新が必要になることです。布設後30年を超える管路の延長は、全体の半分を超え、耐震化率も17%に留まっています。事務所棟及び浄水施設についても建設後35年を超え、毎年、機械や電気設備の突発的な修繕が発生しています。いずれの施設についても、市民への安定した給水を継続するためには、毎事業年度で安定した維持管理費用を確保するとともに、中長期経営計画及び施設更新計画を策定し、更新工事の平準化や更新のための財源について検討が必要です。

表17 水道管の延長等

平成27年3月末現在（単位：m，%）

導水管延長	7,203	普及率	99.4
配水管延長	368,380	耐震管整備率	17.0
合計	375,583		

※資料（表17～表23）：上下水道事務所

表18 水道管の延長（管径別）

平成27年3月末現在（単位：m）

管径	50 mm 以下	75 mm 以下	100 mm 以下	125 mm 以下	150 mm 以下	200 mm 以下	250 mm 以下	300 mm 以下
導水管	0	25	6	0	1,273	1,355	2,517	1,471
配水管	72,936	109,010	86,962	115	48,488	19,053	9,323	8,678
合計	72,936	109,035	86,968	115	49,761	20,408	11,840	10,149

管径	350 mm 以下	400 mm 以下	450 mm 以下	500 mm 以下	650 mm 以下	700 mm 以下	合計
導水管	0	0	0	556	0	0	7,203
配水管	3,113	7,935	1,399	1,128	0	240	368,380
合計	3,113	7,935	1,399	1,684	0	240	375,583

表 1 9 水道管の経過年数別延長

平成 2 7 年 3 月 末 現 在 (単 位 : m , %)

建設経過年数	導水管	配水管	合 計	割 合
10 年未満	7	53, 221	53, 228	14. 2
10 年～20 年未満	4, 157	56, 117	60, 274	16. 0
20 年～30 年未満	610	64, 436	65, 046	17. 3
30 年～40 年未満	2, 429	191, 209	193, 638	51. 6
40 年以上	0	3, 397	3, 397	0. 9
合 計	7, 203	368, 380	375, 583	100. 0

※参考 上水道 人口区分別人口 1 人当たり管路延長 (単 位 : m / 人)

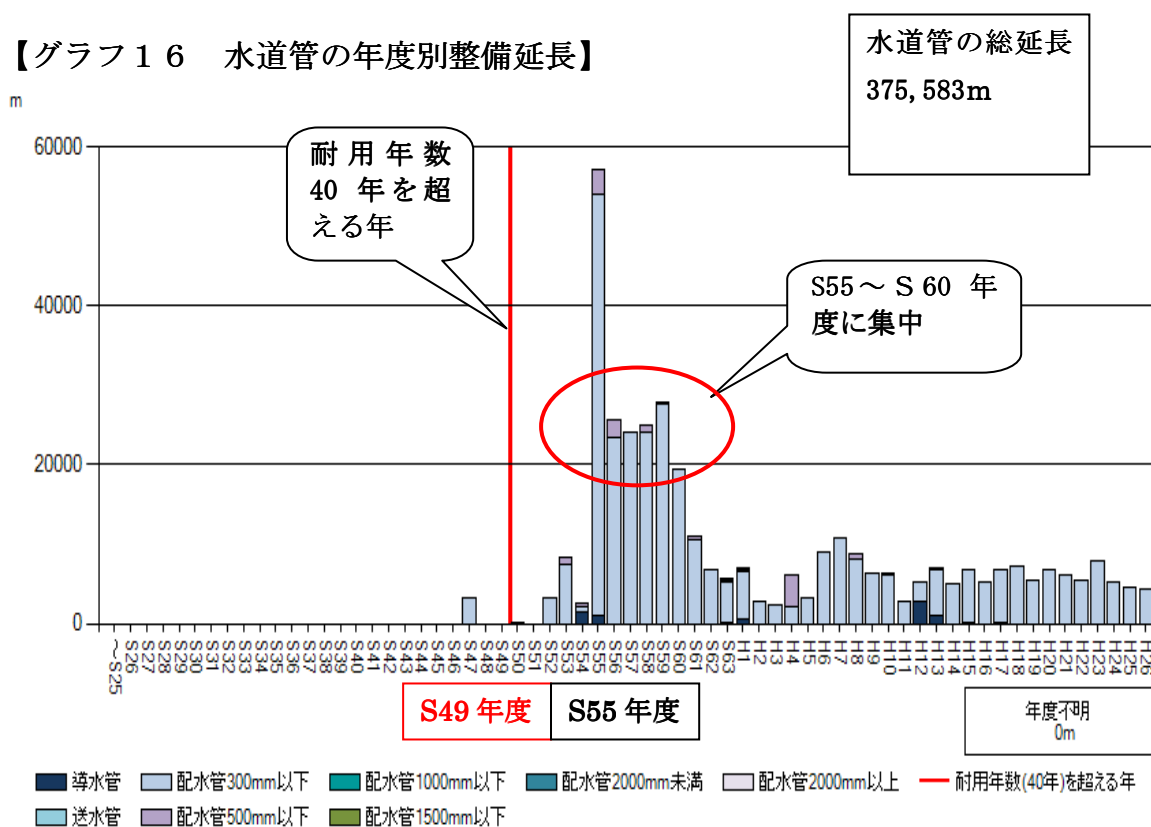
全国平均	政令指定都市	250 千人以上	100～250 千人未満	50～100 千人未満	30～50 千人未満	10～30 千人未満	10 千人未満
4. 09	2. 58	4. 20	5. 23	7. 05	8. 94	10. 79	17. 70

○守谷市：管路延長 375, 583m ÷ 64, 933 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在) = 5. 78m < 7. 05m

○建物施設の状況 (事務所等)

建築年 昭和 55 年 35 年経過
 敷地面積 22, 137. 4 m² 建築面積 1, 227. 90 m²
 延べ床面積 1, 803. 05 m²

【グラフ 1 6 水道管の年度別整備延長】



2-4 下水道の整備状況

下水道(污水管)の管路総延長は388,768mで普及率は100%,接続率は99.1%で,農業集落排水を含めた下水道普及率は県内第1位になっています。

市の終末処理場(守谷浄化センター)は,昭和56年度に運転を開始し,これまでも機械・電気設備の定期的な修繕のほか,計画的な更新も行ってきました。平成25年度には,5箇年の長寿命化計画を策定し,管理棟や機械棟,自家発電設備,消化タンク等の耐震化及び更新を進めており,今後は沈砂池ポンプ棟や機械濃縮設備,脱臭設備の更新を進めていく予定です。

一方,下水道管路は昭和56年の供用開始後34年が経過していますが,標準耐用年数が50年であることから,今後,長寿命化計画や耐震化計画の策定が必要となります。このため,一斉に耐用年数を迎える老朽管路については,多額の更新費用が発生することから,ヒト・モノ・カネの一体的管理(アセットマネジメント)による計画を策定する等の検討が必要です。

表20 下水道施設の建物一覧

平成27年3月末現在(単位:m²)

施設名称	年号	経過年数	敷地面積	延床面積
守谷浄化センター	昭和56年	34年	94,933.44	7,143.71
みずき野ポンプ場	昭和57年	33年	605.00	177.16
郷州ポンプ場	昭和57年	33年	672.25	236.68
土塔ポンプ場	昭和56年	34年	426.38	230.20
糺谷ポンプ場	昭和59年	31年	300.71	128.23
美園ポンプ場	平成6年	21年	167.36	103.51
御茶屋下ポンプ場	平成7年	20年	630.54	276.38
合計			97,735.68	8,295.87

表21 下水道管の延長(管径別)

平成27年3月末現在(単位:m)

管径	~ 250 mm	251 ~ 500 mm	501 ~ 1000 mm	1001 ~ 2000 mm	2001 ~ 3000 mm	3001 mm 以上	合計
污水管	359,005	9,056	14,903	5,804	0	0	388,768
雨水管	18,443	59,015	29,949	14,566	4,130	942	127,045
合計	377,448	68,071	44,852	20,370	4,130	942	515,813

表 2 2 下水道管の延長 (管種別) 平成 2 7 年 3 月 末 現 在 (単 位 : m)

管 種	コンクリート管	塩ビ管	その他	合 計
汚水管	133,525	140,347	114,896	388,768
雨水管	86,597	827	39,621	127,045
合 計	220,122	141,174	154,517	515,813

表 2 3 下水道管の経過年数別延長 平成 2 7 年 3 月 末 現 在 (単 位 : m)

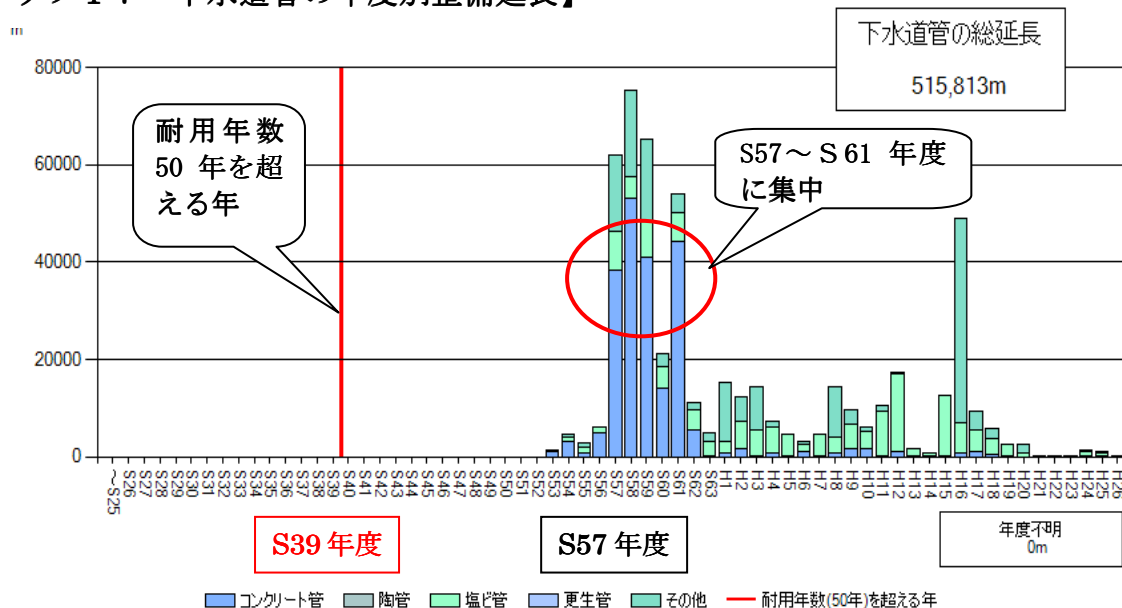
建設経過年数	コンクリート管	塩ビ管	その他	合 計	割 合
10 年未満	783	8,707	4,206	13,696	2.7
10 年～20 年未満	7,792	62,423	60,967	131,182	25.4
20 年～30 年未満	54,621	42,573	34,963	132,157	25.6
30 年～37 年以内	156,926	27,471	54,381	238,778	46.3
合 計	220,122	141,174	154,517	515,813	100.0

※参考 下水道 人口区分別人口 1 人あたり管路延長 (単位：m/人)

全国平均	政令指定都市	250 千人以上	100～250 千人未満	50～100 千人未満	30～50 千人未満	10～30 千人未満	10 千人未満
3.60	3.61	2.68	3.37	4.06	5.37	6.33	6.33

○守谷市：汚水管延長 388,768m ÷ 64,933 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在) = 5.99m > 4.06m

【グラフ 1 7 下水道管の年度別整備延長】



2-5 公園の整備状況

市内の公園は、昭和50年代後半に施行した土地区画整理事業及び開発行為による大規模住宅団地の建設により整備された公園を中心に、平成27年4月現在、84箇所で578,744㎡（常総運動公園を含む。）の都市公園が整備されています。これは、市民1人当たり8.9㎡となっています。また、その他の公園で都市公園である街区公園を補完する子どもや幼児の遊び場として、児童公園13箇所8,083㎡と森林公園2箇所67,641㎡、城址公園1箇所60,134㎡、緑地・緑道が17箇所27,427㎡、運動施設4箇所214,709㎡が整備されており、合計121箇所956,738㎡（市民1人当たり14.7㎡）となっています。

なお、市民1人当たりの公園を算出した人口（64,933人）は、住民基本台帳の平成27年4月1日現在です。

表2-4 公園の種類及び面積

（単位：㎡・箇所）

分類	種別	面積	箇所数	備考
都市公園	近隣公園	162,860	7	便所7箇所
	街区公園	142,197	48	便所7箇所
	歴史公園	7,984	2	
	都市緑地	98,803	26	
	運動公園	166,900	1	常総運動公園 （常総地方広域市町村圏事務組合管理）
小計		578,744	84	
その他の公園	児童公園	8,083	13	
	森林公園	67,641	2	
	城址公園	60,134	1	
	緑地	16,466	15	
	緑道	10,961	2	
	運動施設	214,709	4	野球場 多目的グラウンド
小計		377,994	37	
合計		956,738	121	

資料：建設課

第4章 公共施設等の中長期的な更新費用と充当可能な財源の見込み

1 将来の更新費用の試算方法

本市が現在保有する公共施設等を将来も同種・同規模で更新した場合の将来更新費用の推計については、一般財団法人地域総合整備財団が開発した公共施設等更新費用試算ソフトを活用して行いました。

財政的影響の把握の観点から、将来更新費用の推計においては、インフラも対象としています。また、更新費用を平準化するため、公共施設等の長寿命化によるシミュレーションにより試算しています。

なお、公園、エレベーター、エスカレーター、電線共同溝等については、試算ソフトの対応がなされていないため、将来更新費用には含まれていません。

1-1 建物施設の算定条件

- (1) 試算期間：調査年度から40年
- (2) 耐用年数の設定：目標耐用年数 60年（70年）
- (3) 更新年数の設定
 - ① 建設時より30年（35年）後に大規模改修を行い、60年間（70年間）使用して同延べ床面積で建替えと仮定
 - ② 現時点で、建設時より31年（36年）以上、50年（60年）未満の施設で大規模改修未実施の施設については、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定
 - ③ 現時点で、建設時より50年以上経過しているものは、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定
- (4) 建物施設の更新費用の算定

更新費用は、延べ床面積に単価を乗じて算定します。単価は次のとおりです。

（建替えについては、解体費を含む。）

施設の種類	建替え	大規模改修
市民文化系・社会教育系・行政系施設等	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設等	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

※ 単価は先行して試算に取り組んでいる地方自治体の調査実績や設定単価等をもとに総務省が設定

※ 1-1及び1-2の算定条件において、（ ）はシミュレーションを行うための変更年数

1-2 インフラ資産の既存更新費用の算定条件

種 類	入力情報	更新単価	算定条件
道 路	一般道路 実延長 (m) 道路面積 (㎡)	4,700 円/㎡	15年に一度, 全面的に 舗装の打ち換えを行 うものとして算出 (1級市道以外は30 年) ※未舗装道路を除く。
	自転車歩行者道 実延長 (m) 道路面積 (㎡)	2,700 円/㎡	
橋りょう	P C 橋, R C 橋 年度, 面積 (㎡)	425 千円/㎡	法定耐用年数より, 構 築年度から60年(70 年)で全面更新するも のとして算出
	鋼橋 年度, 面積 (㎡)	500 千円/㎡	
上水道	導水管 管径, 年度, 延長		法定耐用年数より, 構 築年度から40年(50 年)で更新するものと して算出
	300mm未満	100 千円/m	
	300 mm~500 mm未満	114 千円/m	
	500 mm	161 千円/m	
	配水管 管径, 年度, 延長		
	150 mm以下	97 千円/m	
	200 mm以下	100 千円/m	
	250 mm以下	103 千円/m	
	300 mm以下	106 千円/m	
	350 mm以下	111 千円/m	
	400 mm以下	116 千円/m	
	450 mm以下	121 千円/m	
	500 mm以下	128 千円/m	
550 mm以下			
600 mm以下	142 千円/m		
700 mm以下	158 千円/m		
下水道	管径 年度, 延長		法定耐用年数より, 構 築年度から50年(60 年)で更新するものと して算出
	250 mm以下	61 千円/m	
	251 mm~500 mm	116 千円/m	
	501 mm~1000 mm	295 千円/m	
	1001 mm~2000 mm	749 千円/m	
	2001 mm~3000 mm	1,690 千円/m	
3001 mm以上	2,347 千円/m		

2 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みと これらの経費に充当可能な財源の見込み

将来の更新費用に対する充当可能財源として、グラフ18からグラフ31において、黄色・橙色・赤色の実線で公共施設等に係る投資的経費の直近5箇年度平均の水準を示しています。直近5箇年度と同水準の投資的経費が確保できると仮定した場合に、どの程度の不足があるかを確認できます。

黄色・橙色・赤色の実線が、それぞれ対象としている投資的経費の範囲は次のとおりです。

- ① 黄色・・・既存の公共施設等の更新等のための支出
- ② 橙色・・・既存の公共施設等の更新等のための支出＋新規に公共施設等を整備するための支出
- ③ 赤色・・・既存の公共施設等の更新等のための支出＋新規に公共施設等を整備するための支出＋公共施設等の整備のための用地取得支出

基本的には更新費用に対する財源であるため、黄色のラインと比較することになりますが、施設整備が進んできたことにより、今後は新規整備が抑制されてくることを想定すると、赤色までの投資的経費を支出することも一つの選択肢であり赤色・橙色のラインと比較することも考えられます。

なお、将来は生産年齢人口の減少による地方税の減収や、高齢化社会による扶助費の増加によって、確保可能な投資的経費の財源がより圧迫されることが見込まれます。

また、これまで整備してきた公共施設等(直近5箇年度平均投資的経費を含む。)は、国・県の補助金を充当してきましたが、今後更新する場合は、国・県の補助金を充当できるとは限らず、一般財源だけで更新しなければならないことも考えられます。

2-1 建物施設の将来の更新費用

グラフ18は、建物施設（ハコモノ）を対象とした将来更新費用の推計です。

この結果では、今後40年間の更新費用総額は571.3億円で、1年当たりの平均額は14.3億円となります。

一方、直近5箇年度平均の建物施設に係る投資的経費は、既存施設更新分のみの場合には黄色のライン6.7億円であり、今後は1年当たり約2.1倍の更新費用が見込まれることとなります。新規施設整備分と用地取得費まで含めた場合は赤色のライン9.7億円であり、年間4.6億円が不足します。

したがって、追加の財源を確保できない場合は、約32%の施設が維持できないということになります。さらに、平成32年度及び平成55年度頃に大規模修繕と建替えが集中することから、費用を平準化する必要があります。

【グラフ18 建物施設の推計】

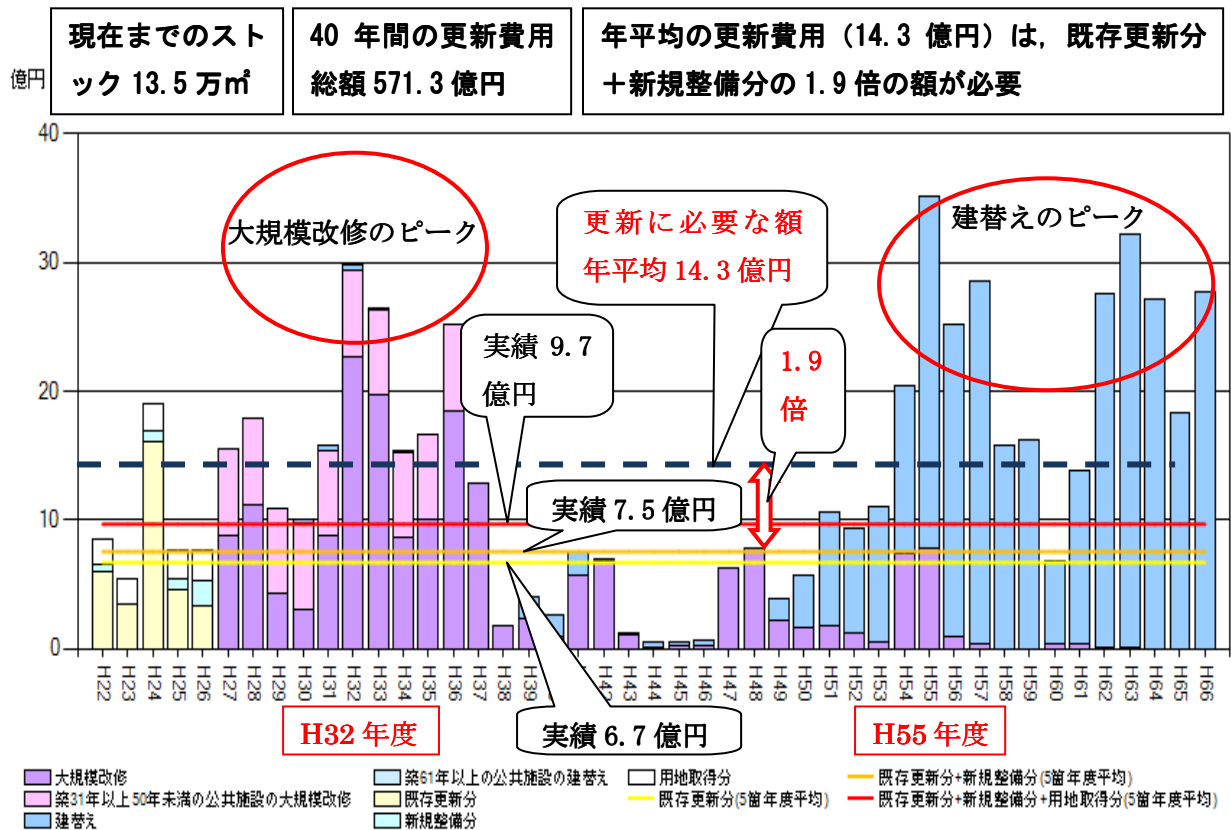


表25 建物施設の直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度平均投資的経費	1年当たりの将来更新費用	比較
既存更新分(黄)	6.7億円	14.3億円	2.1倍
既存更新分+新規整備分(橙)	7.5億円		1.9倍
既存更新分+新規整備分+用地取得費(赤)	9.7億円		1.5倍

2-2 インフラの将来の更新費用

(1) 道路（市道）の将来の更新費用

グラフ19は、道路（市道）を対象とした将来更新費用の推計です。

この結果では、今後40年間の更新費用総額は300.9億円で、1年当たりの平均は7.5億円となります。

一方、直近5箇年度平均の道路に係る投資的経費は、既存施設更新分のみの場合には黄色のライン0.7億円であり、今後は1年当たり約10.7倍の更新費用が見込まれることとなります。新規施設整備分と用地取得費まで含めた場合は赤色のライン3.8億円であり、年間3.7億円が不足します。

したがって、更新費用を抑制するため計画的な更新及び修繕工事が必要です。

【グラフ19 道路（市道）の推計】

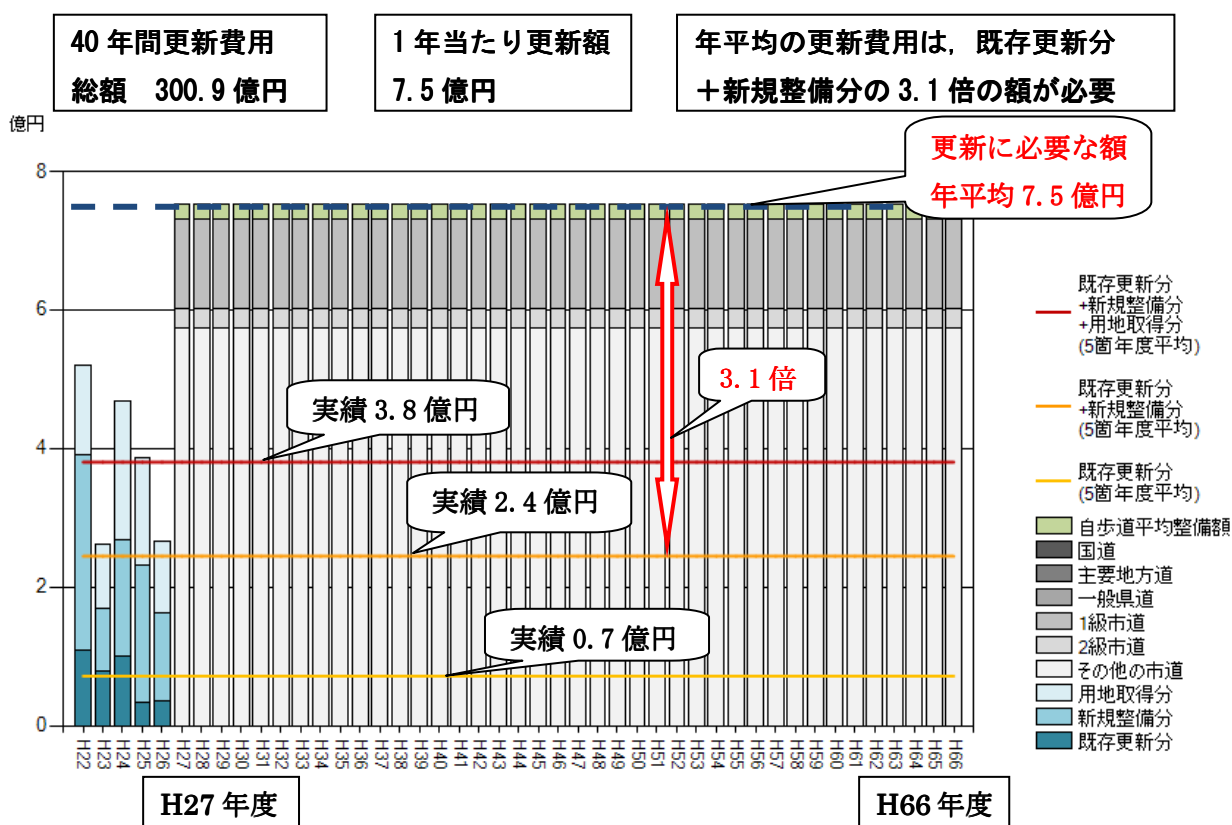


表26 道路の直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度平均投資的経費	1年当たりの将来更新費用	比較
既存更新分（黄）	0.7億円	7.5億円	10.7倍
既存更新分+新規整備分（橙）	2.4億円		3.1倍
既存更新分+新規整備分+用地取得費（赤）	3.8億円		2.0倍

(2) 橋りょうの将来の更新費用

グラフ20は、橋りょうを対象とした将来更新費用の推計です。

この結果では、今後40年間の更新費用総額は52.0億円で、1年当たりの平均は1.3億円となりますが、更新の時期は平成51年度に集中することから耐用年数の延伸対策を行い、費用の平準化を図る必要があります。

【グラフ20 橋りょうの推計】

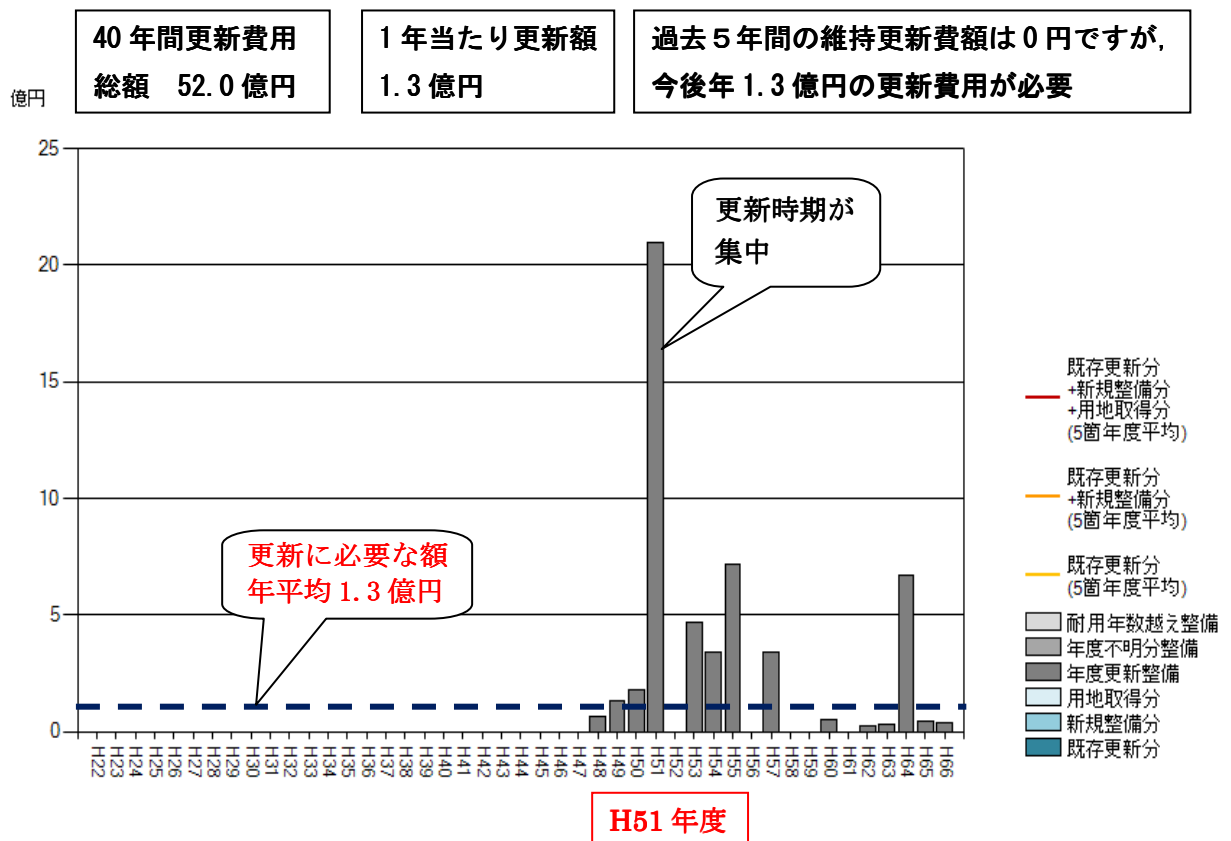


表27 橋りょうの直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度 平均投資的経費	1年当たりの 将来更新費用	比較
既存更新分 (黄)	0円	1.3億円	皆増
既存更新分+新規整備分 (橙)	0円		皆増
既存更新分+新規整備分+用地取得費 (赤)	0円		皆増

(3) 上水道の将来の更新費用

グラフ21は、上水道施設を対象とした将来更新費用の推計です。

この結果では、今後40年間の更新費用総額は436.9億円で、1年当たりの平均は10.9億円となります。

一方、直近5箇年度平均の上水道施設に係る投資的経費は、既存施設更新分のみの場合には黄色のライン2.0億円であり、今後は1年当たり約5.5倍の更新費用が見込まれることとなります。新規施設整備分を含めた場合は橙色のライン2.2億円であり、年間8.7億円が不足します。また、上水道施設の更新が集中する時期は、水道管が平成32年度頃、浄水場施設が平成52年度となることから、費用を平準化する必要があります。

【グラフ21 上水道の推計】

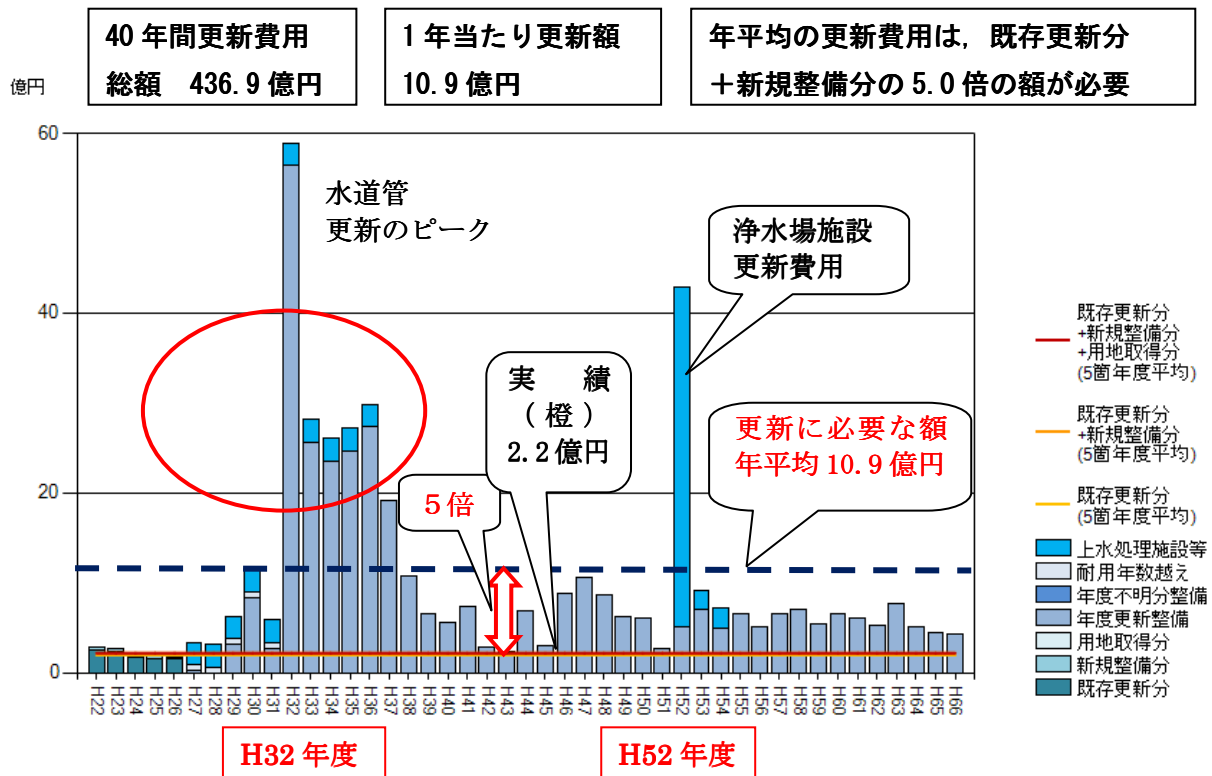


表28 上水道の直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度 平均投資的経費	1年当たりの 将来更新費用	比較
既存更新分 (黄)	2.0億円	10.9億円	5.5倍
既存更新分+新規整備分 (橙)	2.2億円		5.0倍
既存更新分+新規整備分+用地取得費 (赤)	2.2億円		5.0倍

(4) 下水道の将来の更新費用

グラフ22は、下水道施設を対象とした将来更新費用の推計です。

この結果では、今後40年間の更新費用総額は1,020.8億円で、1年当たりの平均は25.5億円となります。

一方、直近5箇年度平均の下水道施設に係る投資的経費は、既存施設更新分のみの場合には黄色のライン3.4億円であり、今後は1年当たり約7.5倍の更新費用が見込まれることとなります。新規施設整備分を含めた場合は橙色のライン3.7億円であり、年間21.8億円が不足します。また、下水道管の更新が平成44年度頃に、汚水処理場の更新が平成53年度に集中することから、費用を平準化する必要があります。

【グラフ22 下水道の推計】

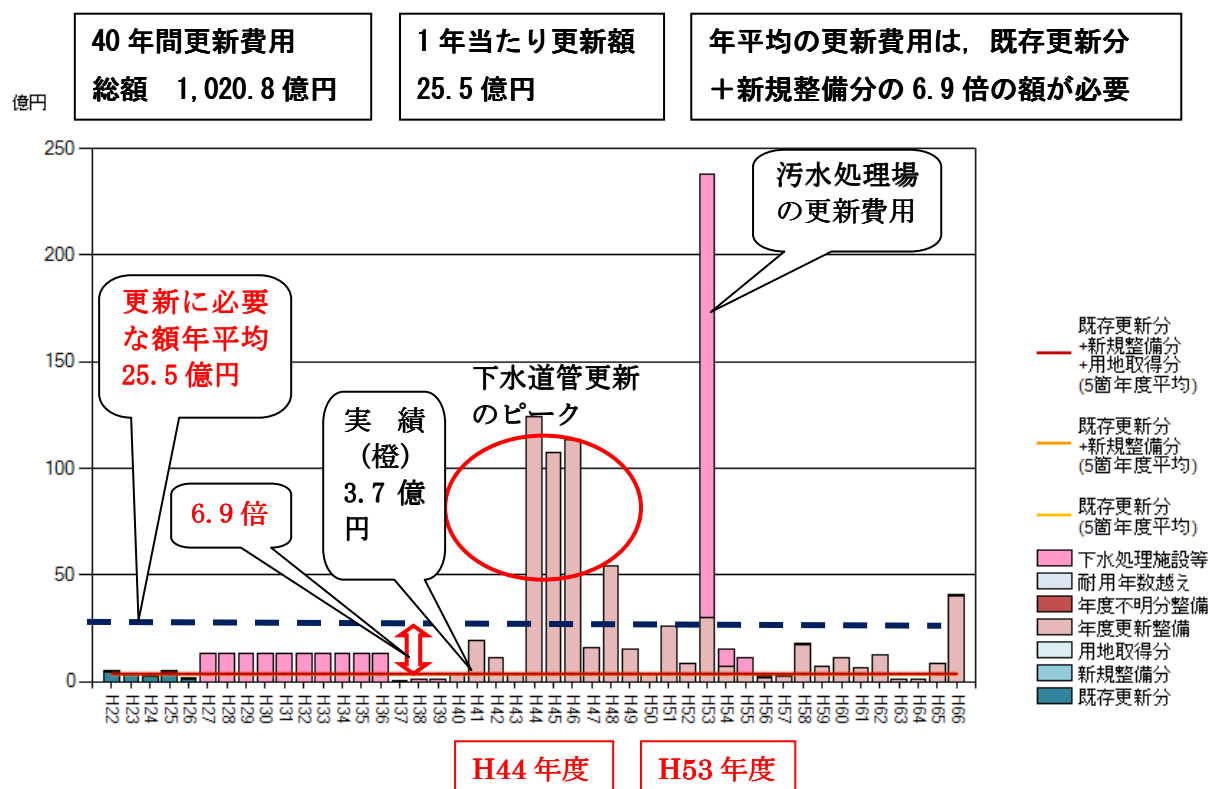


表29 下水道の直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度平均投資的経費	1年当たりの将来更新費用	比較
既存更新分 (黄)	3.4億円	25.5億円	7.5倍
既存更新分+新規整備分 (橙)	3.7億円		6.9倍
既存更新分+新規整備分+用地取得費 (赤)	3.7億円		6.9倍

(5) インフラ全体の将来の更新費用

グラフ23は、インフラ全体（道路・橋りょう・上水道・下水道）を対象とした将来更新費用の推計です。この結果では、今後40年間の更新費用総額は1,810.6億円（このうち、上下水道施設の更新費用が1,457.7億円で約81%）で、1年当たりの平均は45.2億円となります。

一方、直近5箇年度平均のインフラに係る投資的経費は、既存更新分のみの場合には黄色のライン6.1億円であり、今後は1年当たり約7.4倍の更新費用が見込まれることとなります。新規施設整備分と用地取得費まで含めた場合には赤色のライン9.7億円であり、年間35.5億円が不足します。

特に、水道管は平成32年度頃、下水道管は平成44年度頃、浄水場施設は平成52年度、汚水処理場は平成53年度に更新が集中するため、更新費用の平準化が必要です。

【グラフ23 インフラ全体の推計】

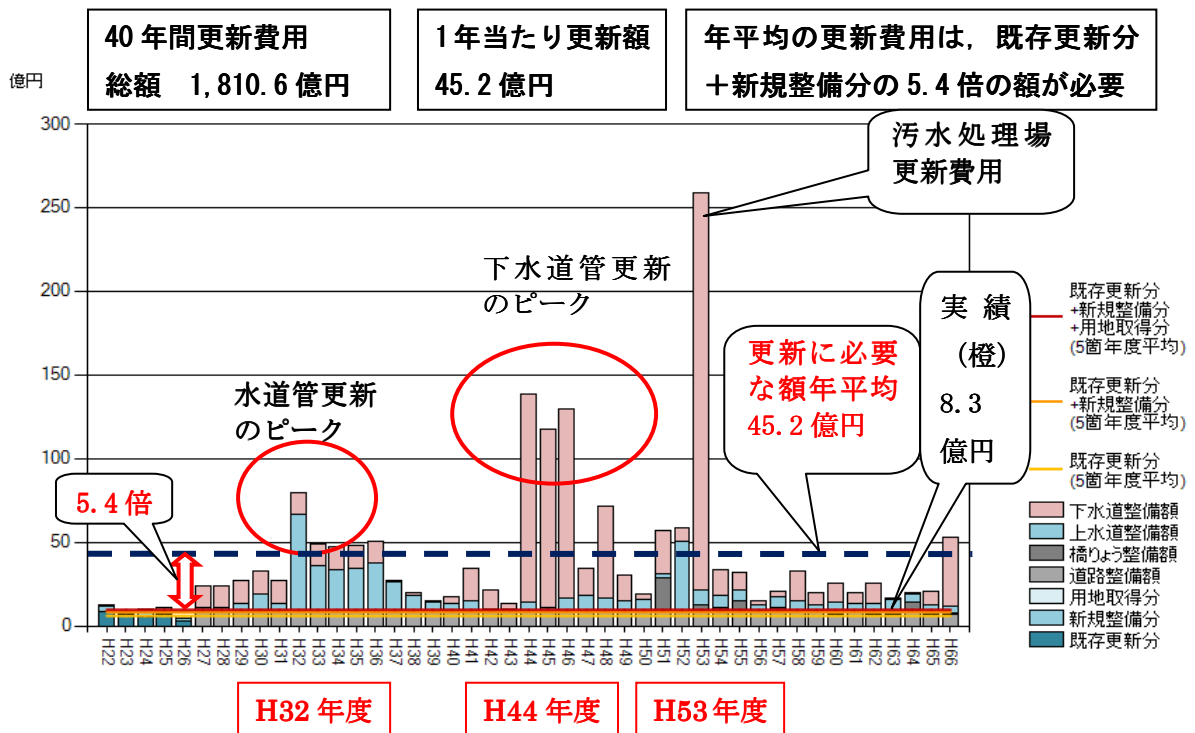


表30 インフラの直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度平均投資的経費	1年当たりの将来更新費用	比較
既存更新分 (黄)	6.1億円	45.2億円	7.4倍
既存更新分+新規整備分 (橙)	8.3億円		5.4倍
既存更新分+新規整備分+用地取得費 (赤)	9.7億円		4.7倍

2-3 建物施設とインフラを合わせた将来の更新費用

グラフ24は、建物施設とインフラ全体（道路・橋りょう・上水道・下水道）を対象とした将来更新費用の推計です。この結果では、今後40年間の更新費用総額は2,381.9億円（このうち、上下水道施設の更新費用が1,457.7億円で約61%）で、1年当たりの平均は59.5億円となります。

一方、直近5箇年度平均の建物施設及びインフラに係る投資的経費は、既存更新分のみの場合には黄色のライン12.8億円であり、今後は1年当たり約4.6倍の更新費用が見込まれることとなります。新規施設整備分と用地取得費まで含めた場合は赤色のライン19.4億円であり、年間40.1億円が不足します。

【グラフ24 建物施設とインフラを合わせた推計】

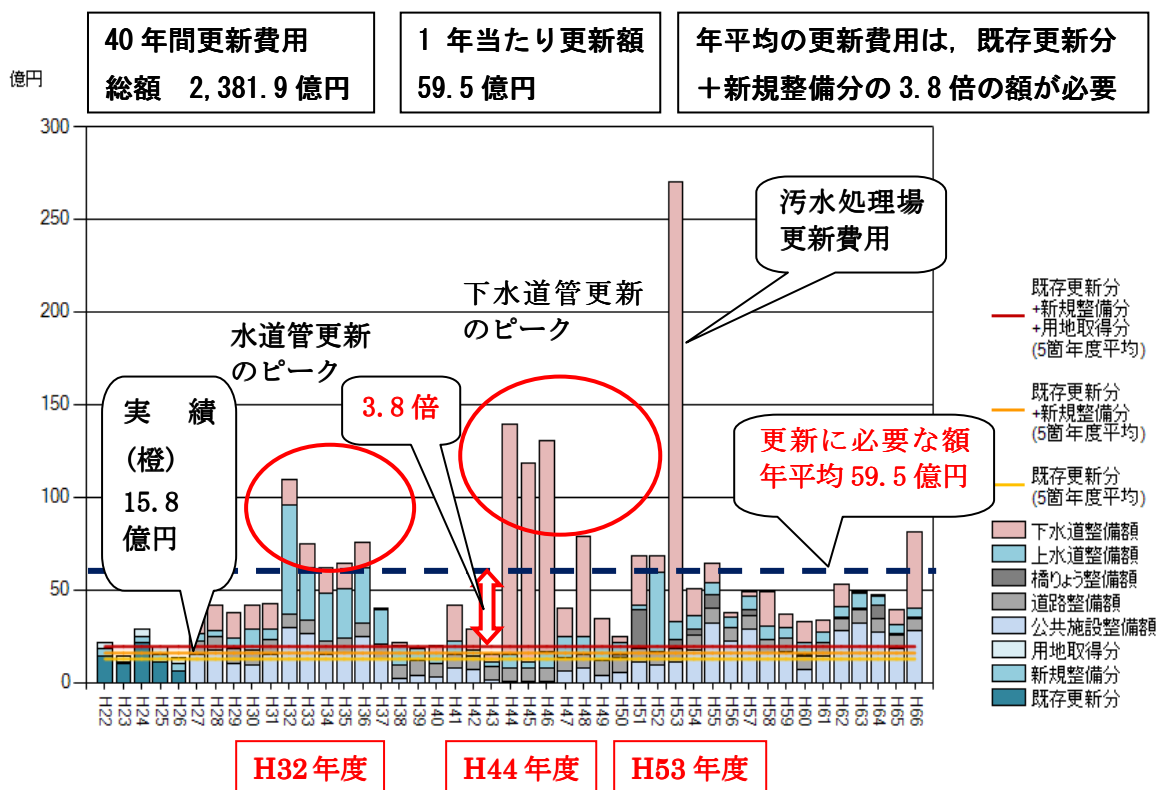


表31 建物施設とインフラを合わせた直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度平均投資的経費	1年当たりの将来更新費用	比較
既存更新分 (黄)	12.8 億円	59.5 億円	4.6 倍
既存更新分 + 新規整備分 (橙)	15.8 億円		3.8 倍
既存更新分 + 新規整備分 + 用地取得費 (赤)	19.4 億円		3.1 倍

3 更新費用を平準化するためのシミュレーション

3-1 建物施設のシミュレーション

グラフ25は、1-1（建物施設）の算定条件を変更し、大規模改修期間を30年から35年に、建替え期間を60年から70年に延長して試算しました。40年間の更新費用総額は、571.3億円から358.4億円となり、212.9億円の減額となります。1年当たりの平均更新費用は、14.3億円から9.0億円となり、5.3億円の減額となります。また、用地取得費を含めた1年当たりの将来更新費用は、直近5箇年度平均額より0.7億円の減額となります。さらに、大規模改修時期のピークは平成30年度から平成42年度までに、建替えのピークは平成65年度以降に移行し、その間に費用を平準化することができます。

【グラフ25 建物施設のシミュレーション】

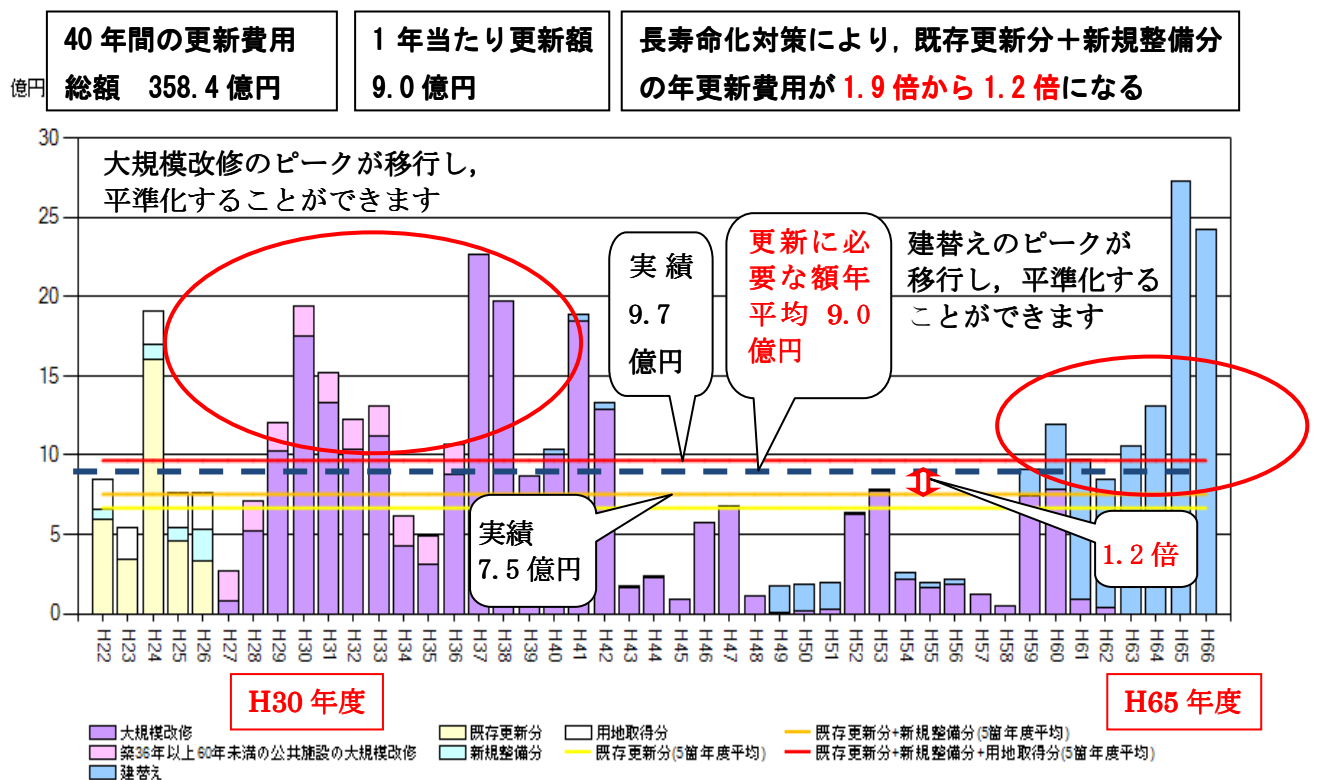


表32 建物施設の直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度平均投資的経費	1年当たりの将来更新費用	比較
既存更新分 (黄)	6.7億円	9.0億円 (14.3億円)	1.3倍(2.1倍)
既存更新分+新規整備分 (橙)	7.5億円		1.2倍(1.9倍)
既存更新分+新規整備分+用地取得費 (赤)	9.7億円		0.9倍(1.5倍)

※ () は、算定条件を変更する前の数値 (以下同じ)

3-2 インフラのシミュレーション

(1) 道路（市道）のシミュレーション

グラフ26は、1-2（道路）の算定条件を変更し、道路の打ち換えを1級市道以外は15年から30年に延長して試算しました。40年間の更新費用総額は、300.9億円から176.3億円となり、124.6億円の減額となります。1年当たりの平均更新費用は、7.5億円から4.4億円となり、3.1億円の減額となります。

【グラフ26 道路（市道）のシミュレーション】

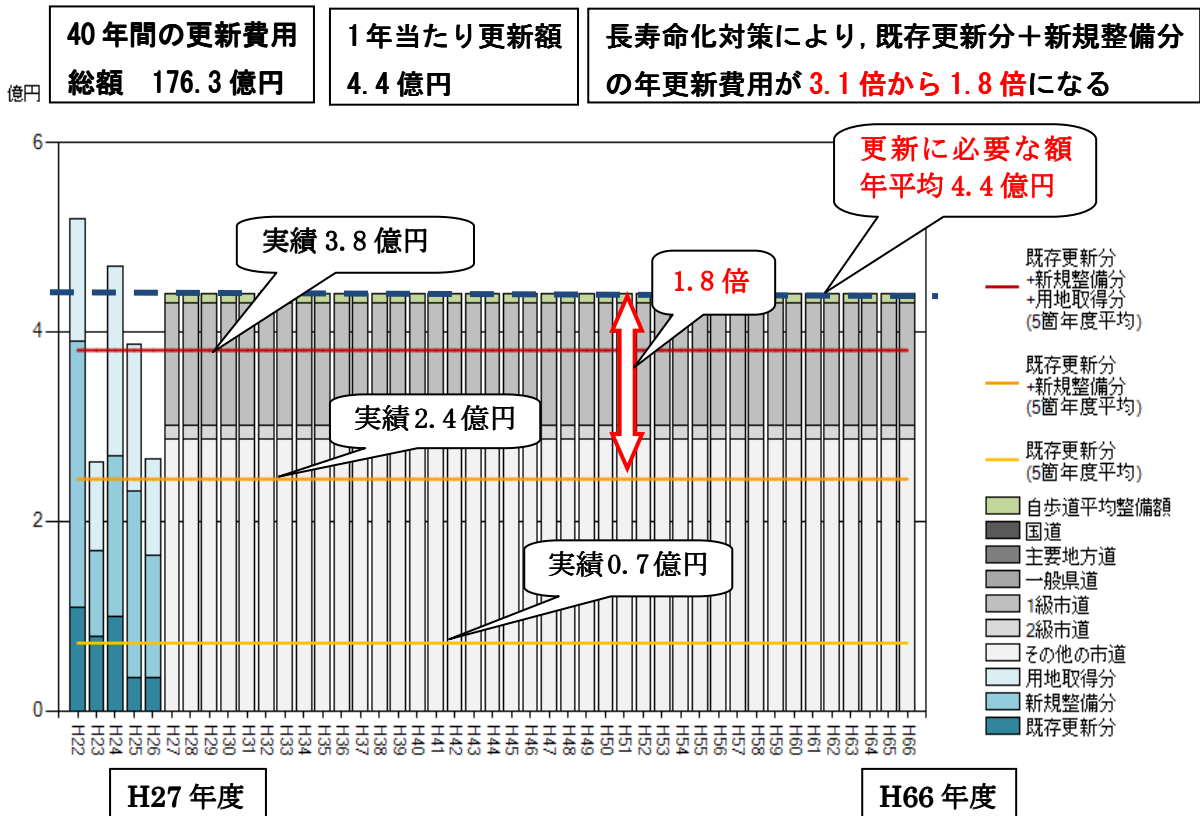


表33 道路の直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度平均投資的経費	1年当たりの将来更新費用	比較
既存更新分（黄）	0.7億円	4.4億円 (7.5億円)	6.3倍(10.7倍)
既存更新分+新規整備分（橙）	2.4億円		1.8倍(3.1倍)
既存更新分+新規整備分+用地取得費（赤）	3.8億円		1.2倍(2.0倍)

(2) 橋りょうのシミュレーション

グラフ27は、1-2（橋りょう）の算定条件を変更し、更新期間を60年から70年に延長して試算しました。40年間の更新費用総額は、52.0億円から40.0億円となり、12.0億円の減額となります。1年当たりの平均更新費用は、1.3億円から1.0億円となり、0.3億円の減額となります。

また、更新の集中年度が平成51年度から平成61年度になり、その間に費用を平準化することができます。

【グラフ27 橋りょうのシミュレーション】

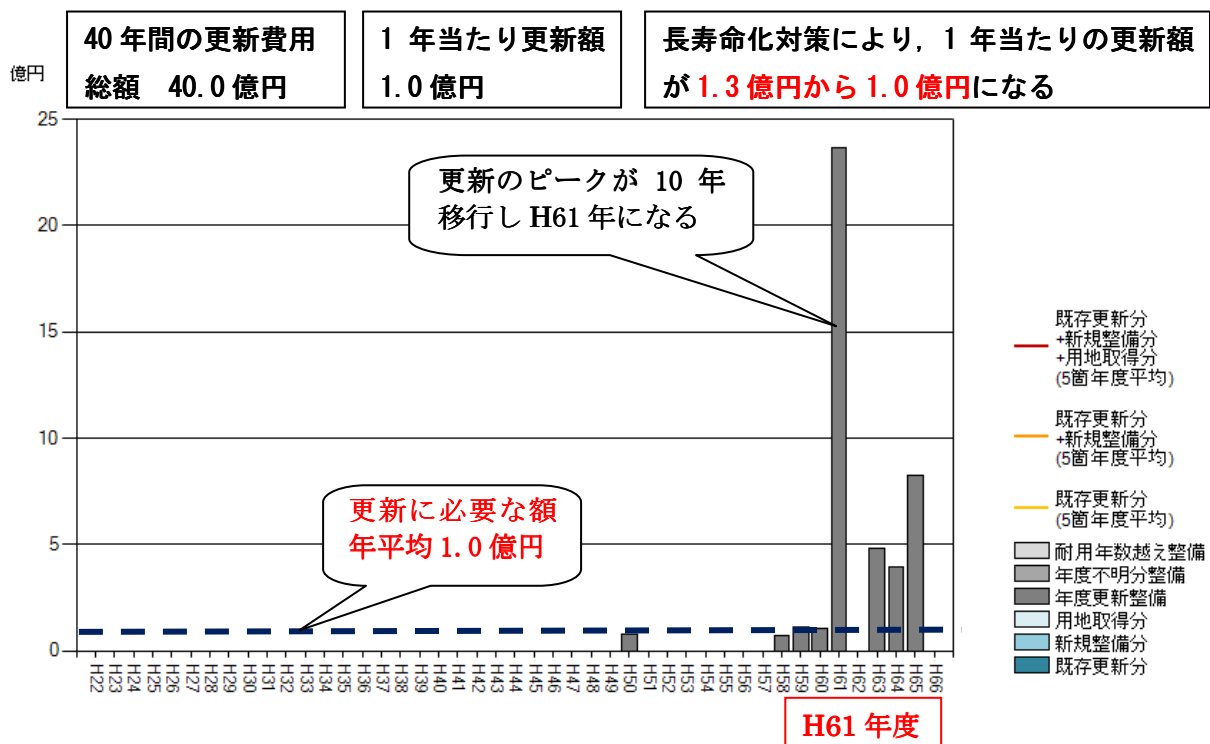


表34 橋りょうの直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度 平均投資的経費	1年当たりの 将来更新費用	比較
既存更新分（黄）	0円	1.0億円 (1.3億円)	皆増
既存更新分+新規整備分（橙）	0円		皆増
既存更新分+新規整備分+用地取得費（赤）	0円		皆増

(3) 上水道施設のシミュレーション

グラフ28は、1-2（上水道）の算定条件を変更し、水道管の更新期間を40年から50年に、建物及び浄水場の大規模改修期間を30年から35年に、建替え期間を60年から70年に延長して試算しました。40年間の更新費用総額は、436.9億円から378.6億円となり、58.3億円の減額となります。1年当たりの平均更新費用は、10.9億円から9.4億円となり、1.5億円の減額となります。

また、水道管の更新のピークが平成32年度頃から平成42年度頃に、浄水場の建替え時期が平成52年度から平成62年度に移行し、その間に費用を平準化することができます。

なお、算定条件である大規模改修期間及び建替え期間を変更したため、平成27年度に大規模改修が必要との試算になりますが、必要に応じ修繕を行ってきたことから、平成27年度の大規模改修は実施しません。

【グラフ28 上水道施設のシミュレーション】

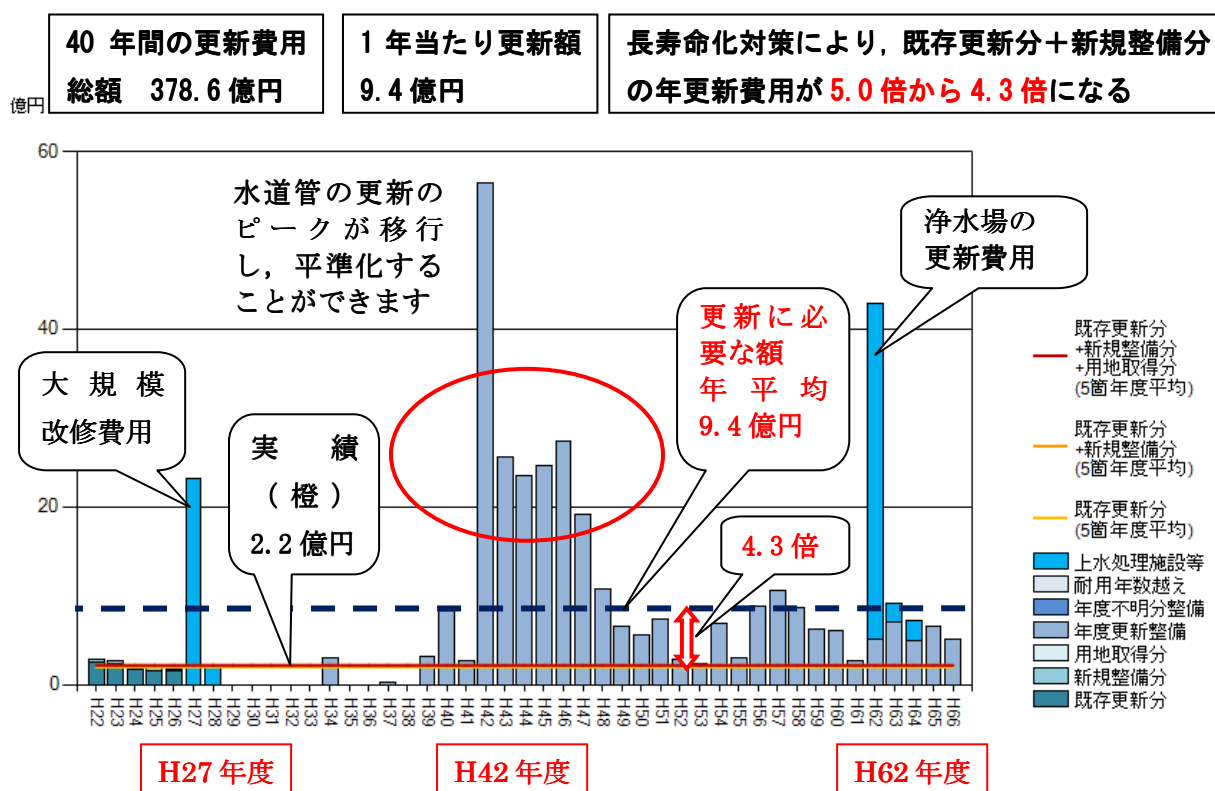


表35 上水道の直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度平均投資的経費	1年当たりの将来更新費用	比較
既存更新分 (黄)	2.0億円	9.4億円 (10.9億円)	4.7倍(5.5倍)
既存更新分+新規整備分 (橙)	2.2億円		4.3倍(5.0倍)
既存更新分+新規整備分+用地取得費 (赤)	2.2億円		4.3倍(5.0倍)

(4) 下水道施設のシミュレーション

グラフ29は、1-2（下水道）の算定条件を変更し、下水道管の更新期間を50年から60年に、建物及び汚水処理場の大規模改修期間を30年から35年に、建替え期間を60年から70年に延長して試算しました。40年間の更新費用総額は、1,020.8億円から910.6億円となり、110.2億円の減額となります。1年当たりの平均更新費用は、25.5億円から22.8億円となり、2.7億円の減額となります。また、下水道管の更新のピークが平成44年度頃から平成54年度頃に、汚水処理場の建替え時期が平成53年度から平成63年度に移行し、その間に費用を平準化することができま

す。
 なお、算定条件である大規模改修期間及び更新期間を変更したため、平成28年度に大規模改修が必要との試算になりますが、必要に応じ修繕を行ってきたことから、平成28年度の大規模改修は実施しません。

【グラフ29 下水道施設のシミュレーション】

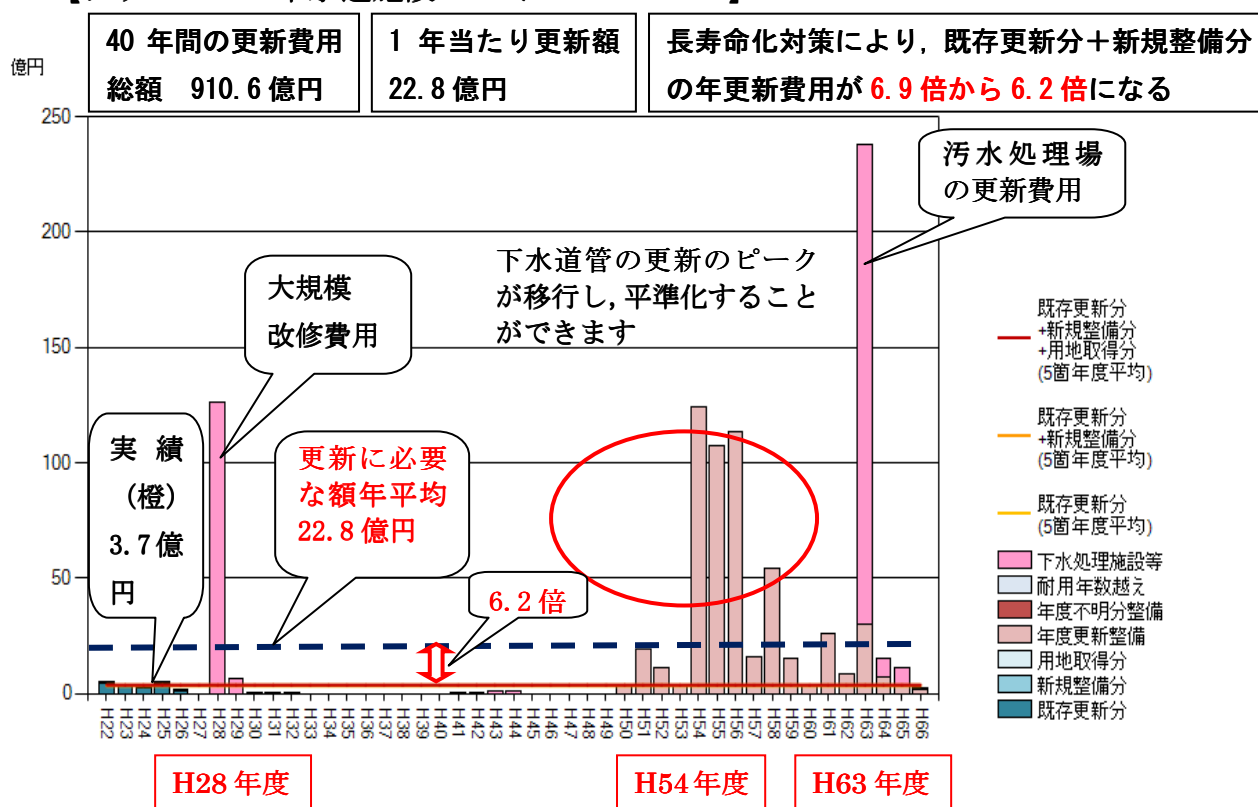


表36 下水道の直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度平均投資的経費	1年当たりの将来更新費用	比較
既存更新分 (黄)	3.4億円	22.8億円 (25.5億円)	6.7倍(7.5倍)
既存更新分+新規整備分 (橙)	3.7億円		6.2倍(6.9倍)
既存更新分+新規整備分+用地取得費 (赤)	3.7億円		6.2倍(6.9倍)

(5) インフラ全体のシミュレーション

グラフ30は、インフラ全体のシミュレーションを行うため、1-2の算定条件を3-2のインフラそれぞれの算定条件に変更し試算したものを合わせたものです。40年間の更新費用総額は、1,810.6億円から1,505.5億円（このうち、上下水道が1,289.2億円で約86%）となり、305.1億円の減額となります。1年当たりの平均更新費用は、45.2億円から37.6億円となり、7.6億円の減額となります。また、更新時期のピークは、上水道が平成32年度から平成42年度に、下水道にあつては、平成44年度から平成54年度頃に移行し、その間費用を平準化することができますが、それでも1年当たりの将来更新費用が多額であるため、更に耐用年数を延ばす等の対策が必要です。

【グラフ30 インフラ全体のシミュレーション】

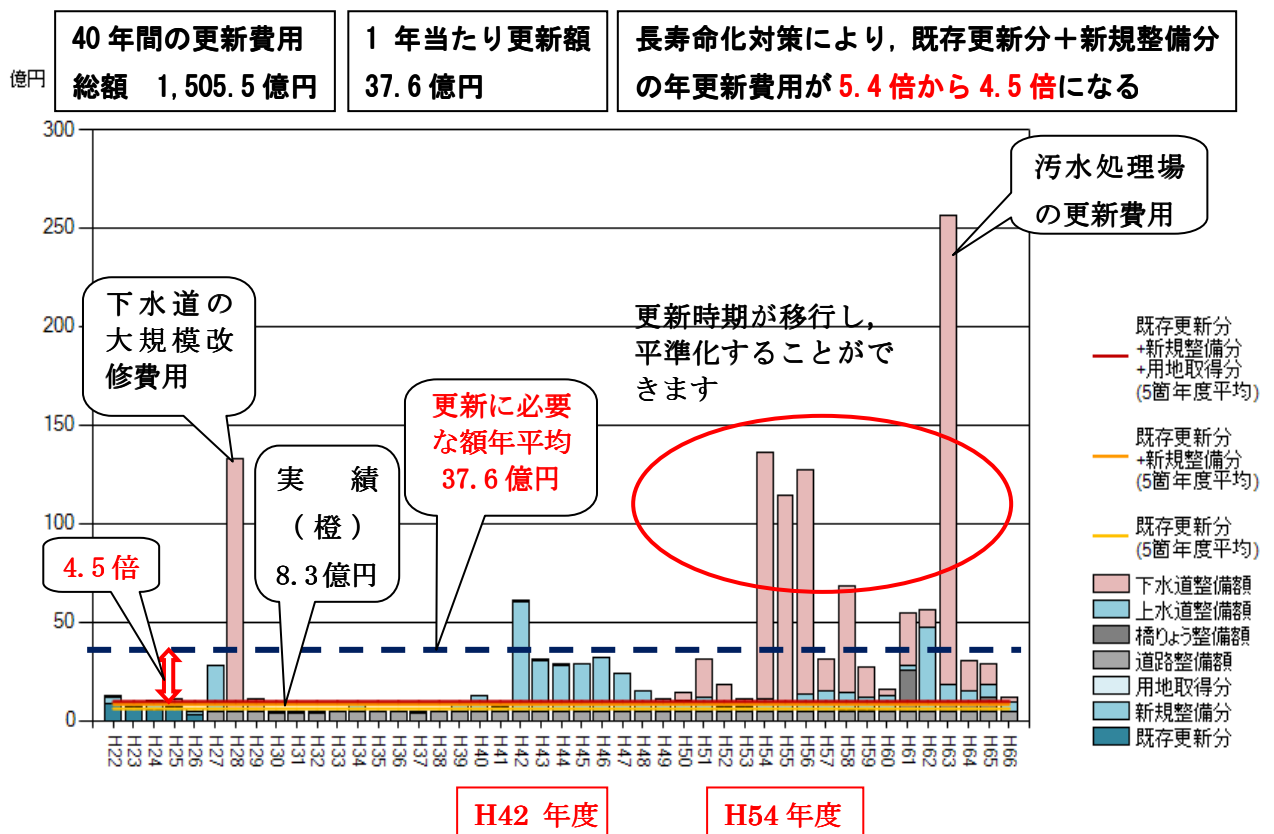


表37 インフラの直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度平均投資的経費	1年当たりの将来更新費用	比較
既存更新分 (黄)	6.1億円	37.6億円 (45.2億円)	6.2倍 (7.4倍)
既存更新分+新規整備分 (橙)	8.3億円		4.5倍 (5.4倍)
既存更新分+新規整備分+用地取得費 (赤)	9.7億円		3.9倍 (4.7倍)

3-3 建物施設とインフラを合わせたシミュレーション

グラフ31は、3-1及び3-2の(5)により試算したものを合わせたものです。40年間の更新費用総額は、2,381.9億円から1,863.9億円となり、518.0億円の減額となります。1年当たりの平均更新費用は、59.5億円から46.6億円(このうち、上下水道が32.2億円)となり、12.9億円の減額となります。公営企業会計※16を除く普通会計※17の1年当たりの平均更新費用は23.1億円から14.4億円となります。直近5箇年度の建物施設と道路及び橋りょうを合わせた普通会計の平均投資的経費は、約13.5億円であることから、現在と同額の投資が今後も可能であると仮定した場合でも、9,000万円の不足となります。また、上下水道の大規模改修のピークは、主に水道管の更新が平成32年度から平成42年度に、下水道管の更新が平成44年度から平成54年度頃に移行し、その間に費用を平準化することができます。

しかしながら、上下水道の更新時期が集中し、多額であることから更に耐用年数を延ばす等の対策が必要です。

【グラフ31 建物施設とインフラを合わせたシミュレーション】

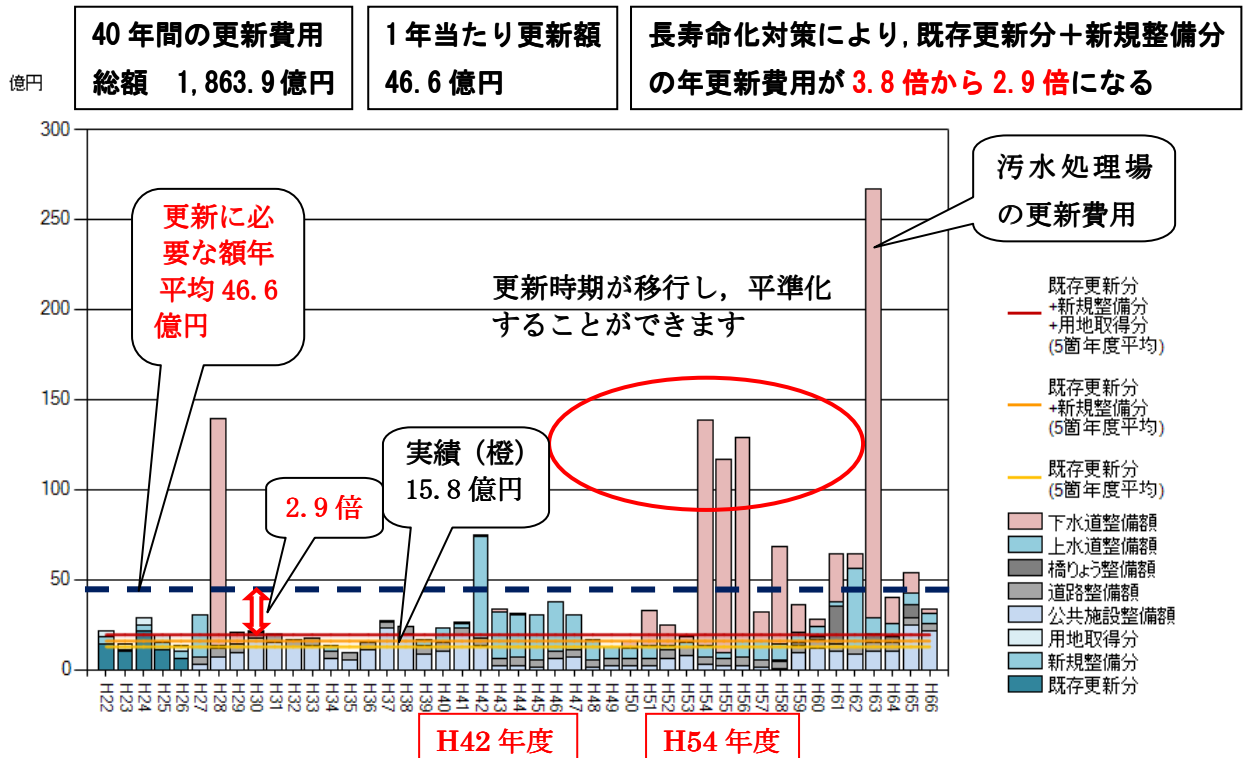


表38 建物施設とインフラを合わせた直近5箇年度平均投資的経費の比較

投資的経費の内容	直近5箇年度平均投資的経費	1年当たりの将来更新費用	比較
既存更新分(黄)	12.8億円	46.6億円 (59.5億円)	3.6倍(4.6倍)
既存更新分+新規整備分(橙)	15.8億円		2.9倍(3.8倍)
既存更新分+新規整備分+用地取得費(赤)	19.4億円		2.4倍(3.1倍)

4 公共施設等の将来の更新費用推計の比較

表39は、「第4章1将来の更新費用の試算方法（P31）」により推計した将来（今後40年間）の更新費用総額及び1年当たりの将来の更新費用と更新費用を平準化するため長寿命化による更新期間等を10年（道路は15年）延長したシミュレーションを比較したものです。

表40は、表25から表38を一覧表にしたもので、直近5箇年度の平均投資的経費と上記の試算により推計した1年当たりの将来の更新費用（シミュレーションを含む。）を比較したものです。

表39 将来の更新費用と更新費用を平準化するためのシミュレーションとの比較
(単位：億円)

将来の更新費用			更新費用を平準化するためのシミュレーション		差 額	
種 類	40年間の更新費用総額	1年当たりの将来更新費用	40年間の更新費用総額	1年当たりの将来更新費用	40年間の更新費用総額	1年当たりの将来更新費用
建物施設	571.3	14.3	358.4	9.0	△212.9	△5.3
インフラ	道 路	300.9	176.3	4.4	△124.6	△3.1
	橋りょう	52.0	40.0	1.0	△12.0	△0.3
	普通会計 小 計	924.2	574.7	14.4	△349.5	△8.7
	上水道施設	436.9	378.6	9.4	△58.3	△1.5
	下水道施設	1,020.8	910.6	22.8	△110.2	△2.7
	公営企業 会 計 小 計	1,457.7	1,289.2	32.2	△168.5	△4.2
合 計 (建物施設 +インフラ)	2,381.9	1,863.9	46.6	△518.0	△12.9	

普通会計

公営企業会計

表 4 0 直近 5 箇年度平均投資的経費と 1 年当たりの将来の更新費用（更新費用を平準化するためのシミュレーションを含む。）との比較

投資的経費の内容		直近 5 箇年度 平均投資的経 費	1 年当たりの 将来更新費 用	比 較
建 物 施 設	既存更新分	6.7 億円	14.3 億円 (9.0 億円)	2.1 倍 (1.3 倍)
	既存更新分 + 新規整備分	7.5 億円		1.9 倍 (1.2 倍)
	既存更新分 + 新規整備分 + 用地取得費	9.7 億円		1.5 倍 (0.9 倍)
道 路	既存更新分	0.7 億円	7.5 億円 (4.4 億円)	10.7 倍 (6.3 倍)
	既存更新分 + 新規整備分	2.4 億円		3.1 倍 (1.8 倍)
	既存更新分 + 新規整備分 + 用地取得費	3.8 億円		2.0 倍 (1.2 倍)
橋 り よ う	既存更新分	0 億円	1.3 億円 (1.0 億円)	皆増
	既存更新分 + 新規整備分	0 億円		皆増
	既存更新分 + 新規整備分 + 用地取得費	0 億円		皆増
普 通 会 計	既存更新分	7.4 億円	23.1 億円 (14.4 億円)	3.1 倍 (1.9 倍)
	既存更新分 + 新規整備分	9.9 億円		2.3 倍 (1.5 倍)
	既存更新分 + 新規整備分 + 用地取得費	13.5 億円		1.7 倍 (1.1 倍)
上 水 道	既存更新分	2.0 億円	10.9 億円 (9.4 億円)	5.5 倍 (4.8 倍)
	既存更新分 + 新規整備分	2.2 億円		5.0 倍 (4.3 倍)
	既存更新分 + 新規整備分 + 用地取得費	2.2 億円		5.0 倍 (4.3 倍)
下 水 道	既存更新分	3.4 億円	25.5 億円 (22.8 億円)	7.5 倍 (6.7 倍)
	既存更新分 + 新規整備分	3.7 億円		6.9 倍 (6.2 倍)
	既存更新分 + 新規整備分 + 用地取得費	3.7 億円		6.9 倍 (6.2 倍)
公 営 企 業 会 計	既存更新分	5.4 億円	36.4 億円 (32.2 億円)	6.7 倍 (6.0 倍)
	既存更新分 + 新規整備分	5.9 億円		6.2 倍 (5.5 倍)
	既存更新分 + 新規整備分 + 用地取得費	5.9 億円		6.2 倍 (5.5 倍)
合 計	既存更新分	12.8 億円	59.5 億円 (46.6 億円)	4.6 倍 (3.6 倍)
	既存更新分 + 新規整備分	15.8 億円		3.8 倍 (2.9 倍)
	既存更新分 + 新規整備分 + 用地取得費	19.4 億円		3.1 倍 (2.4 倍)

普通会計

公営企業会計

() は、算定条件年数を延長したシミュレーションの数値

第5章 公共施設等総合的かつ計画的な管理に関する 基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

1-1 建物施設、道路、橋りょう、公園（普通会計）

本市は、昭和50年代に土地区画整理事業や開発行為による大規模住宅団地の開発により発展してきた比較的新しい「まち」であることから、公共施設等は他の自治体より新しい施設が多い状況です。しかしながら、30年以上経過している建物施設は34.3%を占めており、修繕工事が年々増加しています。特に、学校などは、大規模修繕工事や耐震補強工事などを実施するとともに、学校以外の建物施設や公園の遊具なども計画的に修繕に取り組んでいます。

また、北守谷地区、南守谷地区、みずき野地区の道路も30年以上が経過し、補修・修繕箇所も年々増加してきています。これらの施設は、近い将来において集中して大規模修繕や建替え工事の必要性が見込まれます。

そのため、これらの公共施設等（公園を除く。）の更新費用を第4章で推計（建物施設及び橋りょうの耐用年数を60年、道路を15年に一度全面的に舗装を打ち換える試算）した結果では、今後40年間の更新費用総額は924.2億円で、1年当たりの平均更新費用は23.1億円（1年当たりの更新費用が直近5箇年度平均投資的経費の1.7倍）となります。これは、建物施設と道路及び橋りょうを合わせた直近5箇年度平均投資的経費（既存更新分＋新規整備分＋用地取得費）の13.5億円と比較すると9.6億円不足する結果となります。

さらに、更新費用を平準化するためのシミュレーションとして、建物施設の更新期間を10年間延長（耐用年数を70年）し、道路の打ち換えを30年に一度に算定条件を変更した場合では、1年の更新費用が14.4億円（直近5箇年度平均投資的経費の1.1倍）で、直近5箇年度平均投資的経費との比較において、年間9,000万円（40年間では36億円）不足となるなど、厳しい結果となりました。

このような更新費用の推計結果に加え、今後の財政状況は、将来の人口減少に伴う市税収入等の減少や少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費及び委託費等の物件費の増加により、益々厳しい状況が見込まれることから、公共施設等の改修・更新に当たっては、更なる歳出の抑制・財源の確保等を前提とした対応が必要となります。

1-2 上水道施設及び下水道施設（公営企業会計）

上水道施設及び下水道施設については、大規模住宅団地の開発に伴い整備された施設が多く、30年以上経過の水道管は52.5%、下水道管にあつては46.3%を占めています。このことから、近い将来において集中して水道管、下水道管の布設替え工事や浄水場及び汚水処理場の更新工事が集中することになり、多額の工事費用が見込まれます。

そのため、これらの更新費用を第4章で推計（上水道管の耐用年数40年、下水道管50年、建物施設、浄水場、汚水処理場60年）した結果では、今後40年間の更新費用総額は1,457.7億円、1年当たりの平均更新費用は36.4億円（1年当たりの更新費用が直近5箇年度平均投資的経費の6.2倍）となります。

上水道施設と下水道施設を合わせた直近5箇年度平均投資的経費（既存更新分＋新規整備分＋用地取得費）の5.9億円と比較すると30.5億円不足する結果となります。

さらに、更新費用を平準化するためのシミュレーションとして、上水道施設と下水道施設の更新期間を10年間延長（耐用年数をそれぞれ10年延長）し、算定条件を変更した場合は、1年の更新費用が32.2億円（直近5箇年度平均投資的経費の5.5倍）で、年間26.3億円（40年間では1,052億円）不足となるなど、厳しい結果となりました。

上下水道施設の運営は、独立採算性を基本とした公営企業会計により運営しています。今後、上下水道管の更新時期が集中することや浄水場及び汚水処理場の更新費用が多額であることから、安定した運営を持続するために、更に耐用年数を延ばす等により更新費用の平準化及び企業債の活用や料金設定の在り方について検討が必要となります。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

前記の「1 現状や課題に関する基本認識」踏まえ、今後の公共施設等の更新問題に対しては、「**市民が安全に、また安心**」して利用していただけるよう市民ニーズを見据え、かつ「**財政計画との整合**」を踏まえながら、公共施設等の「**長寿命化**」を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・「**平準化**」を図るとともに有効活用に努めます。また、管理・運営については、指定管理者や包括的な委託など、公共施設等の全体最適化を図った計画的な管理を推進する必要があります。特に、インフラ施設については、市民の日常生活や経済活動、災害時等における重要なライフラインであることから、計画的な整備や修繕・更新等を行っていく必要があります。

3 基本方針

前記の「2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、本市における今後の維持管理及び更新並びに整備に関する4つの基本方針を以下のとおり定めます。

なお、建物施設とインフラ施設では、技術的あるいは政策的な面から維持・更新など考え方・手法が異なる部分があります。

『4つの基本方針』



- 【基本方針1】公共施設等の計画的な維持更新と費用の平準化の推進
- 【基本方針2】安全・安心に利用できるよう「適切な管理・運営」の推進
- 【基本方針3】長寿命化の推進
- 【基本方針4】公共施設等の適正な規模と健全な財政運営の推進

4 基本方針の具体的な取組

○ 基本方針1 公共施設等の計画的な維持更新と費用の平準化の推進

(1) 点検・診断等の実施方針

日常点検・定期点検を実施するとともに、必要に応じ専門家による劣化診断を実施し、個々の施設ごとの実態を把握し、今後必要となる修繕・改修の時期やコスト等の見積もりを行い、改修・更新費用の縮減を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(1) で実施した日常点検・定期点検、専門家による劣化診断を踏まえ、「予防保全」の考え方に重点を置き、今後必要となる修繕・改修、更新の時期やコスト等について集中化を避けることにより、財政負担の平準化を図ります。

○ 基本方針2 安全・安心に利用できるよう「適切な管理・運営」の推進

(1) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さらに、災害時における避難所となる建物施設もあることから、点検の結果を共有し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ計画的な改修工事を行います。

(2) 耐震化の実施方針

建物施設のうち旧耐震基準で建設された建物は10.7%、新耐震基準で建設された建物は89.3%です。旧耐震基準で建設された建物で、耐震工事が必要な建物は全て完了しています。

インフラ施設では、水道管の耐震化率が17%に留まっていることから、今後計画的に耐震化工事に取り組みます。また、下水道についても計画的に耐震化工事に取り組みます。

(3) 指定管理者やPFI等の手法の活用

現在、公民館、障がい者福祉センター、市民交流プラザ、南守谷児童センターは、指定管理者により運営しており、平成28年度からは、中央図書館についても指定管理者制度の導入を予定しています。引き続き、指定管理者制度による管理・運営を継続するとともに、今後も導入施設について検討します。また、上下水道施設の管理・運営については、包括管理業務委託を継続します。

今後、建替え等については、PFI※18／PPP※19などの民間活力の導入により、設計・建設から管理・運営までを民間で行うなど、より効果的、効率的な管理・運営を推進するとともに更新費用の縮減を図ります。

○ 基本方針3 長寿命化の推進

(1) 長寿命化の実施方針

更新費用を平準化するため、耐用年数を10年延長するシミュレーションを行ったところ、建物施設とインフラを合わせた40年間の更新費用総額は、2,381.9億円から1,863.9億円になり、518億円を減額することができます。また、1年間の平均更新費用は、59.5億円から46.6億円となり、12.9億円を減額することができます。

このことから、今後とも保持していく必要がある公共施設等については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による公共施設等の長寿命化を推進し、財政負担の平準化と改修・更新費用の縮減を図ります。

(2) 長寿命化計画の策定

既に長寿命化計画を策定している「橋梁長寿命化修繕計画」及び「守谷市公営住宅等長寿命化計画」については、各計画の内容を十分に踏まえ、整合を図りながら公共施設マネジメント全体として推進していきます。その他の公共施設等についても本計画に準じた上で、個別に長寿命化計画の策定を検討します。

○ 基本方針4 公共施設等の適正な規模と健全な財政運営の推進

(1) 建物施設の建設方針

新しく建物施設を建設する場合には、市民ニーズに即した施設とし、PFI／PPPなどの民間活力の導入を含め検討し、財政規模に見合った維持管理が可能である必要最小限の施設とします。

(2) インフラ施設の整備方針

インフラ施設の整備については、上水道、下水道ともほぼ100%の普及率です。都市計画道路及び市道の整備に当たっては、「第二次守谷市財政計画」に基づき取り組みます。

(3) 基金の積立と活用

将来の改修・更新等に多額の費用が見込まれるため、「第二次守谷市財政計画」に基づき、「公共公益施設整備基金」の積立てを行い、改修・更新時に活用します。

(4) 上下水道事業の健全な運営

上下水道事業の安定持続のため、独立採算制を基本とした安定した料金収入による健全な経営に努めるとともに、得られた利益については、借入金の償還及び更新等の財源として積立金に処分して確保します。

また、上下水道施設・設備の使用年数の延伸対策として、計画的な点検や修繕対応による長寿命化を図るとともに、施設等の更新に当たっては企業債の活用や料金の見直し等、適正な料金設定の在り方についても検討して財源を確保し、持続可能な安定した経営に努めます。

第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と今後の方向性

1 建物施設の基本的な方針と今後の方向性

(1) 学校教育系施設（学校，学校給食センター）

現在，本市の公立小学校は9校，公立中学校は4校，計13校あります。全ての学校施設について耐震化率は100%ですが，中学校2校の格技場吊天井部の非構造部材耐震化工事を行う必要があります。

また，既設の校舎及び付帯する建築物は，既に，建築後30年を超える学校もあり，施設が老朽化しているため，計画的な大規模改修を行い，長寿命化を図ります。

なお，平成27年5月1日現在の市内の1歳から5歳までの未就学児童数を見ると，今後，大きく児童数が減少する学校もなく学校の統廃合等の予定はありませんが，今後も少子化に伴う児童の減少には，引き続き推移を注意深く見守る必要があります。

また，学校給食センターについては，築後32年が経過し老朽化が進んでいます。今後も給食を安定的に提供するため，専門業者による定期的な保守点検や耐用年数等を考慮した計画的な更新などにより，機械設備等の適切な維持管理に努めます。しかしながら，修繕等も施設を利用しながらの夏休み等での短期間工事に限られるため，大規模工事によって長寿命化を図ることが難しいことから，今後の学校給食センターの在り方について早い段階に検討を進め，方向性を決定します。

(2) 行政系施設（庁舎，消防施設）

庁舎については，築後25年が経過しています。平成26年度に「庁舎建物調査診断」を実施しました。今後，この診断結果に基づき計画的に修繕し長寿命化を図ります。

また，消防施設である各分団（13分団）の消防機械器具置場の今後の方向性については，「守谷市消防団詰所等建設検討会」において検討します。

(3) 市民文化系施設（公民館，東板戸井集会所，国際交流研修センター，市営住宅集会所）

現在，市民文化系施設は8施設です。そのうち公民館は5施設で，中央公民館は，築後34年を経過していますが，平成24年度に耐震改修工事及び増築工事を行いました。その他の公民館等についても，今後修繕工事が必要になってきます。地域コミュニティ形成の場として需要の増加が見込まれることから，指定管理者を活用し，民間のノウハウを積極的に導入するなど，施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化，サービス水準の向上と財政負担の軽減

を図るとともに、計画的な修繕・改修を行い、長寿命化を図ります。

なお、大野公民館については、木造で築後57年が経過しており、全体的に老朽化が進行していますが、地域市民が中心となって行事等の運営を行っており、利用者も増加しています。今後、経年劣化を見据えながら、地域市民とともに自治会集会所の活用等を含めた活動拠点の方向性を検討します。

東板戸井集会所については、木造で築後33年が経過しているため、地域の利用状況を考慮しながら、管理・運営の方向性を検討します。

また、国際交流研修センターについては、築後25年が経過し劣化による修繕箇所が目立ってきているため、計画的な修繕・改修を行い、長寿命化を図ります。

(4) 社会教育系施設（中央図書館、もりや学びの里）

社会教育系施設は2施設です。

中央図書館は築後21年が経過し、修繕を要することが増えてきています。3年ごとに特殊建築物定期調査を実施していますが、今後、建物診断を行い、その結果を踏まえて大規模改修について検討します。

また、平成28年4月から指定管理者制度による施設の管理・運営を行う予定であり、指定管理者決定後は十分に移行協議を行い、施設の維持管理に努めます。

もりや学びの里は築後48年を経過していますが、平成25年度に耐震改修工事を行いました。アーカス事業を実施しながら貸館によりサークルの活動にも利用されています。貸出対象の部屋数を増やしたことから一定の利用者も見込まれるため、施設・設備の維持に必要となる修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、利用状況を踏まえながら機能が類似している各施設（公民館）との統合や連携について検討します。

(5) 子育て支援施設（子育て支援センター、保育所、児童センター、児童クラブ）

子育て支援センターは築後43年を経過しているため、建替え若しくは機能を継続するための施策について検討します。

北園保育所は、施設・設備の維持に必要となる修繕を実施し、長寿命化を図ります。土塔中央保育所は築後35年が経過し、老朽化が進んでいます。現在のところ、今後5年間は保育需要が見込めることから、施設・設備の維持に必要となる修繕を実施していくこととしますが、少子化に伴う未就学児童数の推移を注意深く見守りながら、施設の存続について検討します。

児童クラブは、市内各小学校敷地内に設置しています。現在は需要が増加傾向にあるため、施設については計画的な修繕・改修を行い、長寿命化を図ります。黒内小学校区は大規模な宅地開発に伴い、児童数が大幅に増える見込みで

あるため平成29年度に別棟を開設しますが、以降は学校の活用や民間施設との連携、民間事業者の活用などを検討し、施設総量の拡大につながらない維持（整備）・運営に取り組みます。

(6) 公営住宅

本市には、昭和60年度から63年度に建設した6棟66戸の市営住宅があり、平成23年度に「守谷市公営住宅長寿命化計画」を策定しました。この計画では、長寿命化を図るべき市営住宅の状況を的確に把握し、予防保全的な観点から適切な修繕・改修の計画を定め、長寿命化のための維持管理による更新コストの削減を目指します。

なお、長寿命化計画は、今後も社会情勢の変化、事業の進捗状況に応じて計画を見直すものとします。

(7) 保健福祉施設（保健センター、障がい者福祉センター、こども療育教室、いきいきプラザげんき館、障がい者活動施設等・シルバー人材センター事務所、文化会館）

保健福祉施設は、本市の保健行政、障がい福祉、高齢福祉等のため重要な役割を担っていることから、市民が安全に利用できるよう定期的な点検と計画的な修繕を行い、長寿命化を図ります。

なお、保健センターについては築後23年が経過し、修繕を要することが増えてきています。平成27年度に建物診断を行い、その結果を踏まえて大規模改修について検討します。

(8) その他施設（新守谷第一自転車駐車場、公衆用トイレ、守谷駅エレベーター、エスカレーター）

新守谷第一自転車駐車場は築後33年が経過し、修繕箇所が増えてきています。今後は、施設の建替え・改修等及び管理・運営の方向性について検討します。

守谷駅東口と西口の公衆用トイレは清潔に維持し、利用者が常に快適に利用できるように努めます。

守谷駅エレベーター及びエスカレーターは、つくばエクスプレス開業時から運転を開始し10年目になります。この間、大きな事故もなく昼夜運転を続けています。運転機能を常に安全かつ良好に維持するため、計画的に適切な点検とプログラム整備を行っています。守谷駅自由通路昇降機等点検は、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で行い、異常や故障等を発見した場合は、直ちに適切な処置をとります。引き続き、点検結果により修繕計画を立て経費の平準化を図ります。

2 インフラ（道路，橋りょう，上水道，下水道，公園）の基本的な方針と今後の方向性

インフラ系施設は都市基盤となるものであり，経済活動や市民が安全に安心して生活する上で重要な施設です。また，大規模災害時においても救援や災害復旧等においても重要な基盤施設となるものです。そのため，適切な点検・診断を行い，その結果に基づき必要な措置を行うとともに，効率的な維持管理を推進します。さらに，この取組みにより維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

（1）道路

本市が管理する道路施設のうち，1級市道，2級市道47.3km及び道路標識35基，道路照明施設329基について現状を把握し，第三者被害の恐れのある事故を防止し，安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的として，平成26年度に「道路ストック総点検」を実施しました。このことにより，異常又は損傷を早期に発見し，対策の要否の判定を行います。

今後は，5年ごとに道路施設の点検を行い，計画的な維持管理により経費の平準化を図ります。

また，電線共同溝等についても定期的に点検を行います。

（2）橋りょう

本市が管理する橋りょうは61橋です。供用年数が50年以上である橋りょうはありません。20年後には36橋（59.0%），30年後には48橋（78.7%）が供用年数50年以上となります。

今後は，平成25年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき管理するとともに，橋りょうの点検を5年ごとに行い，計画的な維持管理により経費の平準化を図ります。

（3）上水道施設

上水道施設の管理・運営については，引き続き包括管理業務委託により行います。また，浄水場施設（浄水施設，送水施設，配水池，配水ポンプ施設）は，耐震診断の結果に基づき耐震化計画を策定し，改築更新を進めます。管路については，標準耐用年数である40年を経過する老朽管の更新計画を策定し，更新を進めます。さらに，平成27年度から2箇年で，上水道管路施設管理システムを導入し，市民も窓口で管路埋設情報が確認できるようにします。このシステムにより施工年度や管種，口径，土質の状況から管路の耐用年数や腐食進行状況を予測した上で，長寿命化計画，管路更新計画を策定し，計画的な更新を進め，安定した給水を行うとともに，今後も地方公営企業法に基づく，公営企業会計による独立採算を基本として運営します。

(4) 下水道施設

ア 公共下水道

浄化センターの管理・運営については、上水道と同様に引き続き包括管理業務委託により行います。平成23年度に管理棟や機械棟、沈砂池ポンプ棟、消化タンク等の耐震診断を実施しており、今後は濃縮設備、脱臭設備の耐震診断を予定しています。

また、持続可能な事業運営を実現するため、中長期的な財政計画に基づく施設の更新等を計画的に実行し、長期的な視点に立った施設のライフサイクル全体にわたる管理・運営が必要となっています。そのため、下水道でも継続して浄化センターの長寿命化計画に基づく改築更新及び管路の長寿命化計画を策定して更新を進めるとともに、今後も地方公営企業法に基づく公営企業会計による独立採算を基本として運営します。

イ 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設の管理・運営については、上水道・下水道と同様に引き続き包括管理業務委託により行います。

農業集落排水事業は、供用開始後15年が経過しており、電気・機械設備の修繕が徐々に必要になってきています。公共下水道と同様に、長期的な視点に立った施設のライフサイクル全体にわたる管理・運営が必要となるので、将来の長寿命化計画を見据えて管理・運営します。

(5) 公園

市内には、都市公園84箇所578,744㎡（常総運動公園を含む。）及びその他の公園が37箇所377,994㎡、合計121箇所で956,738㎡が整備されています。昭和57年度以降に開設された公園が多く、遊具やベンチの更新及び修繕が多くなっています。修繕に当たっては、バリアフリー化を図っています。今後も計画的に修繕を行い、市民の憩いの場として、安全に利用できるよう管理します。

また、樹木の剪定や除草については、なるべく多くの公園で市民との協働による管理ができるよう取り組みます。

第7章 推進体制とフォローアップの実施方針

1 全庁的な推進体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 庁内推進体制の構築

本計画を効率的・機能的に推進していくため、施設担当部局、財政部局職員で「(仮称) 公共施設等を総合的に管理するための検討会議」を設置し、公共施設等の管理情報を共有することで、総合的かつ計画的に管理できる推進体制を構築します。

(2) 財政部局との連携

本計画及び施設の長寿命化計画は、財政計画との整合が不可欠であることから、財政部局との連携を図ります。

(3) 職員の公共施設マネジメント意識の共有

公共施設等を効率的・効果的に維持管理するためには、職員一人ひとりが情報を共有し、その意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。

そのため、全職員を対象とした研修会等により、マネジメント意識の共有化を図ります。

(4) 情報の管理と共有

公共施設マネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果などを把握する必要があります。

そのため、今後策定予定の固定資産台帳との連携や地方公会計の導入により、保有する公共施設の状況や公共施設を用いた行政サービスに係るコストを正確に把握することを意識するとともに、情報の共有を図り、適切に管理していきます。

2 フォローアップの実施方針

(1) この計画の内容については、「(仮称) 公共施設等を総合的に管理するための検討会議」において、計画の進捗状況の評価及び公共施設等の現状を把握するため、少なくとも年に1回は会議を開催するとともに、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。

(2) 計画の進捗状況の評価結果及び計画の見直しを実施する場合は、市民等に対し随時情報提供を行い、市全体で認識の共有化を図ります。

第8章 その他の事項に関する方針

1 一部事務組合に関する検討

一部事務組合については、保有する施設の状況や財政状況等の情報収集により財政計画との整合を図り、構成団体との連携に努めます。

2 固定資産台帳及び地方公会計との関係の検討

「守谷市公共施設等総合管理計画」の基礎情報となる台帳については、固定資産台帳の策定に取り組み、今後導入する地方公会計と整合するよう検討します。

○ 参考資料

1 用語の説明

- ※1 公共施設等： 公共施設，公用施設，その他の当該地方団体が所有する建築物，その他の工作物をいう。具体的には，いわゆるハコモノのほか，道路・橋りょう等の土木構造物，公営企業の施設（上水道，下水道等），プラント系施設（浄水場，污水处理場等）等です。
- ※2 北守谷地区： 久保ヶ丘，御所ヶ丘，松前台，薬師台地区です。
- ※3 扶助費： 生活保護，児童福祉，老人福祉，障がい者（児）福祉に関する給付で，法令により支出が義務付けられているものと市が独自の施策において支出するものとのがあり，被扶助者に対して支給される経費です。
- ※4 義務的経費： 市の歳出のうち，人件費，公債費，扶助費などその支出が義務付けられている経費です。
- ※5 公共施設等の
マネジメント： 地方公共団体が保有し，又は借り上げている全公共施設を，自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画，管理及び利活用する仕組みを言います。
- ※6 南守谷地区： 松ヶ丘，けやき台地区です。
- ※7 一般会計 議会費，総務費，民生費，教育費など地方公共団体の存立の本来の目的そのものの事務を処理するための会計です。
- ※8 投資的経費： 道路，橋りょう，公園，学校，公営住宅など，社会資本の整備に要する経費であり，普通建設事業費，災害復旧事業費等から構成されています。
- ※9 公債費： 市が借り入れた元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
- ※10 財政力指数： 人口や面積などに応じて標準的行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるかを表した指標で，単年度の指数が1以上になると国からの財政的支援（普通交付税）がなくなります。
- ※11 経常収支比率：
地方税，普通交付税のように用途が特定されておらず，毎年度経常的に収入が見込める一般財源（経常的な一般財源）のうち，人件費（職員給料など）・扶助費・公債費のように，毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合です。この指標が高いほど，財政が硬直化していると言えます。

※12 実質公債費比率：

一般会計が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模※20 に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のことです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35%としています。

※13 特別会計：

介護保険事業や土地区画整理事業などの特定の事業を行う場合や、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入・歳出と区分して計上する必要がある場合設置されます。

※14 導水管：

井戸から採水した原水を浄水場まで送るための管を言います。

※15 配水管：

浄水場の配水池から家庭などの前まで送る管を言います。

※16 公営企業会計：

地方公共団体が経営する企業活動で、水道事業、公共下水道事業があり、当該事業を行うことによって得られる収入で当該事業の経費を賄っていく、独立採算を原則とした会計です。地方公営企業法を適用する公営企業会計と適用しない法非適用の公営企業会計があります。守谷市の水道事業と公共下水道事業は法適用の公営企業会計です。

※17 普通会計：

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握や比較が困難であることから、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分で、守谷市において、現在は一般会計のみです。

※18 P F I：

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することで、効率化やサービス向上を図ることができます。

※19 P P P：

Public Private Partnership の略。民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、更には包括的民間委託等も含まれます。

※20 標準財政規模：

税収入額と地方譲与税などの税外収入に地方交付税を加えたもので、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると考えられる経常的な一般財源の規模を表します。

2 守谷市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱

平成27年5月1日

訓令第5号

(設置)

第1条 本市における公共施設等の総合かつ計画的な管理の方針を定める公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）を策定し、公共施設等の配置の最適化とともに効率的な行財政運営を図るため、守谷市公共施設等総合管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において「公共施設等」とは、市が保有し、又は管理している公用又は公共の用に供する全ての施設をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、次の職員をもって組織する。

- (1) 財政課長
- (2) 企画課長補佐
- (3) 市民協働推進課長補佐
- (4) 社会福祉課長補佐
- (5) 児童福祉課長補佐
- (6) 保健センター所長補佐
- (7) 介護福祉課長補佐
- (8) 建設課長補佐
- (9) 学校教育課長補佐
- (10) 生涯学習課長補佐
- (11) 学校給食センター所長
- (12) 中央図書館副館長
- (13) 上下水道課長補佐

2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

3 委員長には財政課長職にある者をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意

見若しくは説明を聴き，又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は，総務部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は，発令の日から施行する。